

令和6年能登半島地震授業料免除申請要項

(令和6年度前期)

新潟大学

1. はじめに

このたびの災害により、被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。災害により被害を受けた世帯の学生に対して、令和6年度前期分授業料免除を行います。選考の上、授業料の半額又は全額を免除することがあります。

2. 対象となる者

本学学生（非正規学生を除く）のうち、以下の①及び②～⑤のいずれかに該当する者

- ① 令和6年能登半島地震により被害を受け、市町村等の発行する「罹災証明書」が提出できる者
- ② ①の災害により、自身又は主たる学資負担者の居宅又は自営店舗が損壊する被害を受けた者。ただし、罹災証明書にて「半壊」以上の認定を受けた場合に限る。
- ③ ①の災害により、主たる学資負担者が死亡した、又は申請時点において行方不明である者。
- ④ ①の災害により、主たる学資負担者の勤務又は自営する企業等が休廃業等となり、収入・所得が災害発生前を大きく下回った者。
- ⑤ ①の災害により、自身又は主たる学資負担者の居住地が警戒区域又は計画的避難区域に指定され、避難を余儀なくされた者。

3. 授業料の免除の額

上記対象者の要件を満たす限りにおいて**半額免除**とします。家計基準に照らし、全額免除相当となる場合は、全額免除が適用されます。

4. 申請手続日程(期限厳守)

次の日程により申請を受け付けますので、**必要書類を揃え、指定の期間内に「エントリー」、「入力」及び「登録」し、出力した申請書類等を指定の書類提出期間に「郵送」で提出してください。**※日程は変更になる可能性がありますので、今後の連絡通知に注意してください。

5.申請手続日程(期限厳守)

エントリー

令和6年4月1日(月)～4月19日(金)



申請情報入力(登録)

令和6年5月13日(月)～5月31日(金)

「学務情報システム」の「学生情報」→「免除」から、期間内に申請情報の「入力」及び「登録」をしてください。

- ※ 申請情報登録画面において、「申請理由」欄には必ず最初に「【令和6年能登半島地震】」と入力してから、その後続く文章を入力してください。
- ※ 申請情報登録画面において、「災害費」欄では「その他風水害」を選択し、「罹災額が確認できる書類の写(建物修繕解体費の領収書の写等)」により確認できる合計金額を入力してください。「罹災額が確認できる書類の写(建物修繕解体費の領収書の写等)」が提出できない場合は、金額の入力は不要です。



申請書類提出

令和6年6月10日(月)～6月21日(金)(必着)

<提出方法>申請書類を以下の宛先にレターパックライトにより郵送して下さい。

<郵送先>〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050番地
新潟大学学務部学生支援課奨学支援係 宛

- ※ レターパックライトは郵便局で購入して下さい。(1枚370円です。)
- ※ レターパックライトの「品名」の欄内に「授業料免除(令和6年能登半島地震)申請書類在中」と記入して下さい。
- ※ レターパックライトの表面の左下余白に「在籍番号」を記入して下さい。



結果通知

令和6年8月中旬

「学務情報システム」→「学生情報」→「学生カルテ」→「免除情報」への授業料免除結果掲載により通知します。



令和6年度前期分授業料の納入

「半額免除」を許可された者、または「不許可」となった者は、**令和6年8月27日(火)**に指定の授業料額を引き落とししますので、前営業日までに口座に入金してください。

<審査について>

家計基準：「罹災額が確認できる書類の写（建物修繕解体費の領収書の写等）」を提出できる場合、罹災額を総所得金額から控除して判定します。

学力基準：通常の授業料免除と同様に判定します。

6.留意事項

- 日本学生支援機構給付奨学金（以下「給付奨学金」という。）に採用されている者（高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）による授業料等免除の対象者）で、支援区分が第Ⅰ区分（全額免除）の者は令和6年能登半島地震授業料免除に申請することはできません。

支援区分が第Ⅱ区分（2/3免除）、第Ⅲ区分（1/3免除）、第Ⅳ区分（1/4免除）の者、または令和6年度前期の募集で給付奨学金の新規申請を行う者は、令和6年能登半島地震授業料免除に申請可能です。令和6年能登半島地震授業料免除に採用された場合は、新制度による授業料免除と比較して免除額が高い方の結果を適用します。

- 申請書類を確認した結果、令和6年能登半島地震授業料免除の対象者の基準を満たさない場合は、通常の前期分授業料免除・徴収猶予の申請者として取り扱います。なお、令和2年度以降入学の学部学生（私費外国人留学生を除く）については通常の授業料免除は対象外のため、授業料徴収猶予申請者として取り扱われるか、または申請を辞退することになります。
- 必ず入力期間中に申請情報の「入力」及び「登録」をしてください。入力期間後に申請情報が「未入力」又は「一時保存」の状態である場合、いかなる理由（登録されていると勘違いしていた、パソコンの不具合など）であっても申請を受け付けつけることはできません。また、入力期間の最終日は、授業料免除システムへのアクセスが集中します。入力期間後に、申請情報の「入力」及び「登録」をすることはできませんので、早めの「入力」及び「登録」を心がけてください。
- 申請書類受理後、記載内容や添付書類の内容についての確認のため、大学から連絡することがあります。あらかじめ家族に確認し、よく把握しておいてください。また、書類の

追加提出を求めることがあります。電話やメールで連絡を受けた場合は指示に従ってください。なお、申請情報に入力された電話番号に連絡しますので、申請情報には本人の「携帯電話番号」を必ず入力してください。

- やむを得ない事情（帰省、旅行、アルバイト、クラブ活動はやむを得ない事情とは認めません）により、期間内に提出できない場合は、事前に学生支援課奨学支援係へ連絡し、手続きについて指示を受けてください。期間経過後の申し出は原則受け付けませんので注意してください。

7.問い合わせ先

新潟大学学務部学生支援課奨学支援係（総合教育研究棟A棟1階1番窓口）

TEL：025-262-6089, 7337（平日8:30～17:15）

（本学から申請者あてに、この番号から連絡することがありますので、事前に携帯電話に登録するなどして、連絡があった場合は確実に対応できるようにしてください。）

MAIL：menjyo@adm.niigata-u.ac.jp

なお、本学ホームページに授業料免除及び徴収猶予関係情報として、授業料免除・徴収猶予関係日程やQ&Aも掲載していますので、参照してください。

<https://www.niigata-u.ac.jp/campus/economic/tuition/tuition-exception/>



申請必要書類一覧

1. 授業料免除の申請に際して、必要となる書類は次のとおりです。

書類の不備が多い場合は、申請を受け付けませんので、早めに必要書類を取り寄せてください。

なお、家庭の状況を明らかにするため、一覧にない書類の提出を求めることがあります。

2. 書類はすべて令和6年4月1日現在の状況を基準にそろえてください。

3. **マイナンバーの記載がないものを提出してください。**

4. **必要書類に「写」とあるものは、A4判の用紙にコピーして提出してください。**

原本がA4判より小さい場合であっても、拡大する必要はありません。

また、複数の書類を1枚の用紙にまとめてコピーしても構いません。

5. 提出書類は返却しません。**必要書類に「写」とあるものについては、原本を提出しないでください。**

6. 授業料免除の申請のために提出していただく各種書類の個人情報適切に管理し、法令に基づく場合を除き、授業料免除以外の目的のために利用又は提供することはありません。

A 全員が提出する書類

証明書等	備考
申請情報(大学提出用)	必ず「学生用」と「大学提出用」の両方をプリントアウトし、「学生用」は本人が保管すること。
提出書類確認票 (大学提出用)	必要書類を確認し、提出時は一番上にして提出すること。必ず「学生用」と「大学提出用」の両方をプリントアウトし、「学生用」は本人が保管すること。
世帯全員分の 令和6年度(令和5年分)「住民税非課税・ 課税の有無がわかる所得証明書」(写不 可) 又は令和6年度(令和5年分)「所得証明書」 及び「住民税(所得割)非課税・課税証明書」 (写不可) 【提出書類見本】の①	※無職であっても必要。ただし、次の家族の分は提出不要。 ①申請者本人(独立生計者・留学生は本人についても必要) ②就学中の兄弟 ③未就学児 ④令和6年1月1日時点で就学中であった兄弟
<p>令和6年1月1日に在住していた市区町村役場で発行を受けてください。 なお、令和6年度(令和5年分)「住民税非課税・課税の有無がわかる所得証明書」は、5月以降にならないと発行されません。 発行開始時期は市区町村により異なりますが、特別徴収(住民税を全額給与天引きで支払っている人)の場合は概ね5月中旬から、普通徴収(住民税を振込等で支払っている人)の場合は概ね6月中旬から発行可能となります。</p> <p>【発行可能時期が書類提出期間以降で、証明書の提出ができない場合】</p> <p>所得証明書以外の必要書類を期間内に提出してください。(所得証明書は令和6年7月1日(金)までに提出してください。) ※やむを得ない事情により7月1日までに所得証明書が提出できない場合は、提出可能時期について学生支援課奨学支援係へご連絡く</p>	
・罹災証明書の写 ・罹災額が確認できる書類の写(建物修繕解体費の領収書の写等)※提出できる場合のみ	令和6年能登半島地震によるもの

B 申請必要書類(該当者がいる場合提出)

事由	証明書等	発行所, 備考
主たる学資負担者が死亡又は行方不明となった場合	【死亡】死亡診断書の写等 【行方不明】行方不明者届受理票	R6年1月1日以降に発行されたもの
主たる学資負担者の勤務又は自営する企業等が休廃業等となり、収入・所得が災害発生前を大きく下回った場合	【失業】雇用保険受給資格者証	
	【減収(給与所得)】R6.1月～申請月前月分の給与明細書の写 【減収(事業所得)】R6.1月～申請月前月分の収支内訳(見込)申告書(証明書2)	

C 世帯に該当者がいる場合に提出する書類(所得関係)

区分	対 象	証 明 書 等	発行所, 備考
給与所得 (アルバイト含む)	1. 令和5年1月1日以前から継続して勤務しているもの ※再雇用を含む	令和5年分「給与所得の源泉徴収票」の写 【提出書類見本】の②	勤務先 ※再雇用の場合においても、令和5年分「給与所得の源泉徴収票」が家計基準の対象となります。
	2. 令和5年1月2日以降に就職・転職したもの	「給与支払(見込)証明書」(証明書1) ※本学指定様式(証明書1)を使用すること。 勤務先が新潟大学の場合…「労働条件通知書」の写 ※TA等で労働条件通知書だけで見込年収が計算できない場合は、「シフト表」等担当時間数がわかる資料も提出すること。	勤務先から証明を受けたもの
申請者本人の所得については、申請情報に入力した令和5年4月現在の平均月収が8万円以上の場合に給与所得に関する書類が必要です(平均月収が8万円未満の場合は不要)。			
年金所得	3. 令和5年1月1日以前から「老齢(退職)年金等」の給付を受けているもの	令和5年分「公的年金等の源泉徴収票」の写 ※手元がない場合は、発行元等で再交付の手続きをして提出のこと。 ※「年金額改定通知書」ではありません。 【提出書類見本】の③	日本年金機構, 共済組合等
	4. 令和5年1月1日以前から「障害年金, 遺族年金等」の給付を受けているもの	「年金振込通知書」又は「年金支払通知書」の写(いずれも、令和6年4月時点の振込額が記載されている最新のもの) 【提出書類見本】の④	
	5. 令和5年1月2日以降に年金の給付が始まったもの	「年金証書」の写 【提出書類見本】の⑤	
(自営業・農業・不動産・配当等の所得) 給与・年金以外の所得	6. 令和5年以前から継続して所得があるもの	「令和5年分の所得税の確定申告書(第一表・第二表)」の写又は「令和6年度市区町村民税・都道府県民税申告書」の両面の写(令和6年3月15日申告期限のもの) 【提出書類見本】の⑧⑨ ※資産譲渡等にて申告分離課税制度を利用した場合は、分離用(第三表)と付表・計算書などの写しも提出のこと。	税務署又は市区町村役場へ提出した控の写。 収入金額から必要経費を引いた所得金額がマイナスの場合でも提出すること。 ※株式による損益を含む
	7. 令和6年以降に開業・起業したもの	「収支内訳(見込)申告書」(証明書2) ※確定申告等まだ申告がなされていない所得	
	8. 内職の収入があるもの	令和5年中に内職で得た収入の「証明書」	内職委託業者 証明書が得られない場合は、内職者本人の「申立書」
臨時所得 令和5年10月2日以降の	9. 家計支持者又は同居している者が死亡した場合	「金額・支払日が記載されている書類」の写	保険金は保険会社 退職金は勤務先 資産譲渡は確定申告書第三表 支払日を確認すること。 ※支払日が記載されていない場合は「通帳の写」を提出すること。
	10. 退職金		
	11. その他(資産譲渡, 満期保険金等)		

D 世帯に該当者がいる場合に提出する書類(所得関係以外)

区分	対 象	証 明 書 等	発行所, 備考
就学者	12. 新潟大学在学者 (申請者本人を除く)	「授業料免除証明書」(写不可) ※令和6年度入学者は「在学証明書」(写不可)	新潟大学在学者の「授業料免除証明書」は証明書発行機から発行すること。 「授業料免除証明書」「在学証明書」ともに、令和6年4月1日以降に証明を受けたものに限る。
	13. 新潟大学以外の国立大学 (短大, 大学院, 専攻科, 別科を含む。), 高専の在学者	「授業料免除証明書」(証明書3) ※令和6年度入学者は「在学証明書」(写不可)でも可	
	14. 公・私立の大学, 高専, 専修学校の在学者	「在学証明書」(写不可)	
	15. 小・中・高校在学者	(証明書不要)	
無職の人	16. 失業保険受給者	「雇用保険受給資格者証」の写 (表・裏の両面) 【提出書類見本】の⑦	予備校生, 農業大学校生, 防衛大学校生等については, 在学証明書でよい。
	17. 60歳以上の高齢年金受給者	(※B「年金所得」を参照すること)	
	18. 農業従事, 自営業手伝い	(証明書不要)	無職無収入であっても, 令和6年度(令和5年分)「所得証明書」は必要(A 全員が提出する書類)を参照)
	19. いずれも該当しない人	「無職申立書」(証明書4)及び 「健康保険被保険者証」の写 ※健康保険被保険者証の有効期限(令和6年4月1日現在で有効であることを確認すること。	
母子・父子世帯	20. 児童扶養手当受給世帯	「児童扶養手当証書」の写 (令和6年4月時点の手当月額が記載されているもの) 【提出書類見本】の⑥	市区町村又は都道府県
	21. 児童扶養手当, 遺族年金の受給がなく, 所得証明書・源泉徴収票等に寡婦(夫)控除又はひとり親控除の記載がない場合	次のうちいずれか1点 ①「母子・父子家庭証明書」(証明書6) ②「戸籍全部事項証明書」	市区町村役場 ※母子・父子家庭証明書については, 民生委員又は町内会長の証明を受けること
その他	22. 傷病手当金受給者	「傷病手当金通知書」の写及び 「給与支払(見込)証明書」(証明書1)	健康保険組合等, 勤務先 ※既に退職している場合, [証明書1]は不要
	23. 主たる家計支持者が無職又は世帯収入が年間100万円未満の場合	「経済生活状況申告書(日本人学生用)」(証明書5)	
	24. 生活保護費受給世帯	「保護決定(変更)通知書」の写 (最新の受給額が記載されているもの)	福祉事務所
	25. 障害者のいる世帯	次のうちいずれか1点 ①「障害者手帳」の写 ②「障害年金振込通知書」の写 ③「介護保険被保険者証(要介護5)」の写 ④ 医師等の「診断書」「証明書」(写不可)	市区町村役場 日本年金機構 医療機関 等
	26. 長期療養者がいる世帯で, 長期療養者にかかる医療費を支払っている世帯	医師等の「診断書」(写不可)及びその治療にかかる直近月の医療費の「領収書」の写 ※1 診断書には, 「いつ頃から発病したか」「現在の症状」「今後の治療の見通し」「治療を行う診療科」の4点について記載を受けること。 ※2 定期的に負担している医療費が対象となります。 ※3 「治療に関係しない費用」は控除の対象とはなりません。	長期療養者とは, 令和6年4月時点で6ヶ月以上にわたる期間療養中の者又は療養を必要と医師に認められた者をいう。
	27. 主たる家計支持者が単身赴任等で別居している世帯	直近月の「電気代」「ガス代」「水道代」「住居費」の「領収書」の写 ※請求書や使用料のお知らせは不可	住居費が給与天引きの場合は最近の給与明細の写。

区分	対 象	証 明 書 等	発行所, 備考
そ の 他	28. 令和5年10月2日以降(令和6年4月入学者は入学1年前)に地震・火災・風水害等による被害を受け, 将来も長期(2年)に渡り収入減又は支出増が見込まれる場合	「罹災証明書」及び「罹災額が確認できる書類」の写 (建物修繕解体費の領収書の写等)	消防署又は市区町村役場
	29. 令和5年10月2日以降(令和6年4月入学者は入学1年前)に盗難による被害を受け, 将来も長期(2年)に渡り収入減又は支出増が見込まれる場合	「盗難届出証明書」及び「被害額が確認できる書類」の写 (確定申告時に添付した雑損控除の写等)	警察署又は市区町村役場
	30. 令和5年10月2日以降(令和6年4月入学者にあつては入学前1年間)に主たる家計支持者が死亡した世帯	「死亡診断書」の写 ※「死亡保険金」及び「退職金」については, B「令和5年10月2日以降の臨時所得」を参照すること。	医療機関等
	31. 返還を要しない(給付型)奨学金を受給している場合(本学又は日本学生支援機構の奨学金は対象外)	「奨学金決定通知書」の写 ※決定通知書が無い場合は, 奨学金が振り込まれる預金口座通帳の「表紙」, 「直近の受給額がわかるページ」の写	民間奨学団体等

E 申請者本人が「独立生計者」として申請する場合に必要な書類

A~Cに掲げる書類の他に, **世帯全員分の**
 ①「健康保険被保険者証」の写
 ②「住民票」(写不可)(世帯全員のもので, **世帯主の省略のないもの。マイナンバーの記載がないもの**)

【注意事項】
 独立生計者として申請するには, 令和6年4月1日現在において次のア~ウの全てに該当していることが条件となります。((申請情報入力要領Ⅱ-「カ」)を参照のこと。)

独立生計者申請条件	確認欄
ア. 父母等の扶養親族でない者	
イ. 父母等と別居している者	
ウ. 基準日において本人又は配偶者に年間150万円以上の収入があり(以下の(1)~(3)のいずれかに該当する者), その収入について所得申告がなされ, 所得証明書が発行される者 (1)前年1月1日以前から令和6年4月1日時点において継続して勤務している場合: ⇒前年の給与収入が150万円以上ある。 (2)前年1月2日以降に就職・転職し令和6年4月1日時点において勤務している場合: ⇒「直近3ヶ月の給与支払金額÷3×12+年間賞与額」が150万円以上ある。 (3)自営業・農業等の場合:確定申告書等で年間150万円以上の所得がある。 ※令和6年3月31日までに退職し, 令和6年4月1日時点で勤務していない場合は, 無職の扱いとなり独立生計者の条件を満たしません。	

※私費外国人留学生は, 「申請必要書類一覧(留学生用)」を参照してください。

申請必要書類一覧（留学生用）

提出書類		確認欄
1	提出書類確認票(大学提出用) ※ 必ず「大学提出用」と「学生用」の両方をプリントし、「学生用」は本人が保管すること。	
2	申請情報(大学提出用) ※ 日本在住の家族についてのみ入力してください。 ※ 必ず「大学提出用」と「学生用」の両方をプリントし、「学生用」は本人が保管すること。	
3	令和6年度(令和5年分)「 住民税非課税・課税の有無がわかる所得証明書 」 又は令和6年度(令和5年分)「 所得証明書 」及び「 住民税(所得割)非課税・課税証明書 」 (写不可)【提出書類見本】の① ※ 本人分及び18歳以上の同居者の分が必要。 ただし、令和6年1月1日以降に来日した人の分は不要。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 令和6年1月1日に在住していた市区町村役場で発行を受けてください。 なお令和6年度(令和5年分)「所得証明書」の発行開始時期は、市区町村により異なりますが、概ね6月中旬から発行可能となります。(それより前に市区町村役場に行っても入手できません。) 【発行可能時期の関係で、書類提出期間内に証明書の提出ができない場合】 所得証明書以外の必要書類を期間内に提出してください。 ※ 所得証明書は令和6年7月1日(月)までに提出してください。 </div>	
4	罹災証明書のコピー ※ 令和6年能登半島地震によるもの。	
5	(証明書7)〔私費外国人留学生用〕 経済生活状況申告書 ※ 表裏両面あります。すべて記入してください。 ※ アルバイト等の収入がある者は、給与明細等を添付すること。 ※ 「7. 指導教員の所見」が記入されていない場合、申請を受け付けることはできません。	
6	健康保険被保険者証のコピー ※ 同居家族全員分が必要です。	
7	経済生活を表す預金通帳のコピー ※ 本人分及び18歳以上の同居者の分が必要です。 名前が確認できる通帳の裏表紙及び最近6ヶ月分の入出金額が確認できるページ。 通帳が複数ある場合はそのすべてについてコピーが必要です。	
8	奨学金決定通知書のコピー ※ 奨学金を受給している場合に提出してください。 ただし、次の奨学金については、決定通知書の提出は不要です。 ① 日本学生支援機構 留学生受入促進プログラム ② 公益財団法人ロータリー米山記念奨学会奨学金 ③ 新潟大学基金 大学院博士課程外国人留学生支援事業	
9	その他、状況に応じて提出を求める書類があります。	

申請必要書類チェックリスト

申請必要書類一覧に掲げる書類のうち、必要な書類を確認するためのチェックリストです。
複数項目に該当する場合は、該当する項目の必要書類をすべて提出してください。

申請者全員が提出する書類	① 申請情報(大学提出用)
	② 提出書類確認票(大学提出用)
	③ 世帯全員分(無職も含む)の 令和6年度(令和5年分)「住民税非課税・課税の有無がわかる所得証明書」又は 令和6年度(令和5年分)「所得証明書」及び「住民税(所得割)非課税・課税証明書」
	④ 罹災証明書 ・罹災額が確認できる書類の写(建物修繕解体費の領収書の写等)※提出できる場合のみ

[1] 家族構成

所得証明書に加えてこれらの書類が必要です(どちらかを提出ということではありません)

給与収入者	前年1月1日以前から現在の職に就いている人	1 令和5年分源泉徴収票の写
年金受給者	前年1月2日以降に就職・転職した人	2 給与支払(見込)証明書
自営業者	令和5年以前から継続して所得がある人	3 令和5年分年金源泉徴収票の写
	令和6年以降に開業・起業等した人	6 令和5年分確定申告書の写又は 令和6年度市民税・県民税申告書の写
給与収入者で年金受給者, 給与収入者で自営業者等 複数兼ねている人		7 収支内訳(見込)申告書
内職をしている人		1~3, 6, 7など該当する書類
無職の人 (60歳以上の老齢年金受給者を除く)	失業保険を受給している人	8 内職で得た収入の証明書
	障害年金・遺族年金を受けている人	16 雇用保険受給資格者証の写
令和5年10月2日以降に臨時所得(退職金等)のあった人	上記以外で無職の人	4 年金振込通知書 並びに 19 無職申立書及び健康保険証の写
		19 無職申立書及び健康保険証の写
		9~11 臨時所得が確認できる書類の写
就学者及び未就学児	在学 国立の大学・高専	12, 13 授業料免除証明書
	予備校・農業大学校・防衛大学校等(※)	14 在学証明書
	小・中・高校	14 在学証明書
	小学校入学前の乳幼児(※)	証明書類不要
		証明書類不要

申請者本人	令和6年4月現在の平均月収	8万円以上	勤務開始時期に応じて1又は2 ※所得証明書は不要 令和5年分源泉徴収票の写又は給与支払(見込)証明書
		8万円未満又は無収入	証明書類不要

[2] 家族構成の補足・・・該当する人だけ提出してください

母子・父子家庭	母子・父子家庭の証明	母又は父の源泉徴収票・確定申告書・所得証明書等に寡婦(夫)控除又はひとり親控除の記載がある場合	母子・父子家庭証明書は不要
		遺族年金を受給している場合(死別のみ)	4 遺族年金振込通知書の写
		児童扶養手当を受給している場合 母子又は父子家庭であることが他の証明書類で確認できない場合	20 児童扶養手当証書の写 21 母子・父子家庭証明書又は戸籍全部事項証明書
主たる家計支持者が無職又は世帯収入が100万円未満の場合			23 経済生活状況申告書(日本人学生用)
障害者のいる世帯	障害者の証明	障害者手帳を持っている人	25-① 障害者手帳の写
		障害者年金を受給している人	25-② 障害年金振込通知書の写
		介護保険「要介護5」の認定を受けた人	25-③ 介護保険被保険者証(要介護5)の写
		上記以外の人	25-④ 医師等の診断書
令和6年4月時点で6ヶ月以上にわたり長期療養中の 人又は療養を必要と医師に診断された人が家庭にいる場合			26 医師の診断書及び最近月の医療費の領収書の写
主たる家計支持者が単身赴任等で別居中の場合			27 最近月の電気・ガス・水道代, 住居費の領収書の写
生活保護費を受けている場合			24 保護決定(変更)通知書の写
令和5年10月2日以降(令和6年4月入学者は入学1年前)に火災・風水害・盗難等の被害に遭い, 長期(2年)に渡り収入が減少したり, 支出が増大すると見込まれる場合			28又は29 「罹災証明書の写」及び「罹災額が確認できる書類の写」又は 「盗難届出証明書の写」及び「被害額が確認できる書類の写」
令和5年10月2日以降(令和6年4月入学者は入学1年前)に主たる家計支持者が死亡した場合			30 「死亡診断書の写」並びに 該当がある場合は 9 「死亡保険金・退職金の支給額及び支払日が確認できる書類の写」

③ 令和5年分公的年金等の源泉徴収票(老齢年金)

「老齢年金」を受給している場合に必要
 ※受給開始が令和5年以降の場合は「⑤年金証書」が必要

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居 所		
	氏 名		
種別	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	
年金	****459,396	*****0	
扶養親族等 申告書の提出 有 無	本 人 別 々の 他 の 有 無	控除対象配偶者の有無等 有 無	老人控除対象 配偶者の有無 有 無
扶養親族の数	障害者の数 (本人以外)	社会保険料の金額	
特定 老人 其他	特別 其他		
支払を受ける者の年金の種別	支払を受ける者の生年月日		
老齢基礎	昭和 年 月 日		
(摘要)	介護保険料額	円	
	長寿医療保険料額	円	

支払者
 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

④ 年金振込通知書(遺族・障害年金)

年金振込通知書

令和 年 6 月 3 日

令和 年 8 月から令和 年 4 月までの各親数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振込みを行うこととしましたので、お知らせします。

◎年金の種類 厚生年金 遺族厚生 年金

◎年金証書の基礎年金番号・年金コード

◎年金受給者氏名

◎振込先

◎「年金支払額」及び「年金から特 する保険料(税)額」等の金額

年金支払額	154,233 円
介護保険料額	円
円	円
所得税額	
個人住民税額	
控除後振込額	

厚生労働省
 官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長

「遺族年金」「障害年金」を受給している場合に必要
 ※受給開始が令和5年以降の場合は「⑤年金証書」が必要

⑤ 年金証書(令和5年以降に受給が始まった老齢・遺族・障害年金)

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 障害 基礎年金番号 年金コード

受給者の氏名

受給者の生 昭和 年 月 日 支給額を取得した年月 令和 年 4 月

上記のとおり、国 による年金給付・厚生年金保険法による 保険給付を行うこととしました。

令和 年 6 月 10 日

厚生労働大臣

厚生年金 決定通知書

支給開始年月	基本額(円)	加給年金額(円)	繰下げによる加算額(円)	支給停止額(円)	年金額(円)

国民年金 決定通知書

支給開始年月	基本額(円)	加算額(円)	繰上げによる加算額(円)	繰下げによる減額(円)	支給停止額(円)	年金額(円)
30.5	792,100				0	792,100

令和5年以降に「老齢年金」「遺族年金」「障害年金」の受給が始まった場合に必要

上記のとおり決定しました。

令和 年 6 月 10 日

厚生労働大臣

⑥ 児童扶養手当証書

児童扶養手当証書

〒
新潟市

様

市長

有効期限 令和 年 7月31日

証書番号 番号

受給者氏名

生年月日 昭和 年 月 日
新潟市

住 所

手当月額 下記のとおり

支給対象児童数 1人

支給開始年月 平成 年 月

支払金融機関

交付場所
令和 年10月 日

新潟市長

期限が有効であるかを確認してください。

年月分	停止額		支給額	
	所得制限による停止額 ※1	第13条の2による停止額 ※2		
令和 年 8月分	2,880円	第9条	0円	38,840円
年 9月分	2,880円	第9条	0円	38,840円
年 10月分	2,880円	第9条	0円	38,840円
年 11月分	2,880円	第9条	0円	38,840円
年 12月分	2,880円	第9条	0円	38,840円
令和 年 1月分	2,880円	第9条	0円	38,840円
年 2月分	2,880円	第9条	0円	38,840円
年 3月分	2,880円	第9条	0円	38,840円
年 4月分	2,880円	第9条	0円	38,840円
年 5月分	2,880円	第9条	0円	38,840円
年 6月分	2,880円	第9条	0円	38,840円
年 7月分	2,880円	第9条	0円	38,840円

手当月額について

※1 第9条 受給者(母)の所得によるもの
 第9条の2 受給者(母)の所得によるもの
 第10条 受給者(母)の所得によるもの
 第11条 受給者(母)の所得によるもの

※2 第13条の2 一部支給停止額によるもの

※3 支給額の手当月額に第3条の規定がある場合、その月の手当月額は前項に定めます。3年経過した3ヶ月以内に、一部支給停止額の手当月額についてご案内しますのでご確認ください。この期間を待たずに、本申請が2分の1に減額される可能性があります。

(注意) 新潟の状況や家賃の状況等により変化があった場合はこの限りではありません。

【5年経過した日】
令和 年 月 日

⑦ 雇用保険受給資格者証(第1面~第4面)

雇用保険受給資格者証 (第1面)

1. 受給番号	2. 氏名
3. 被保険者番号	4. 性別, 生年月日, 5. 生年月日, 7. 求職番号
8. 住所又は居所	
9. 支払方法(金融機関コード・記号(口座)番号)	
10. 資格取得年	12. 離職理由
13. 50歳到達	14. 請求金額
15. 支給開始年月日	16. 認定日
17. 支給期間満了年月日	18. 基本手当月額
19. 所定給付日数	20. 特種徴収(災害時、一括、滞給、前引計)

第1面

第2面

第3面

第4面

雇用保険受給資格者証(第1面)の注意事項

- この証は、第1面の受給期間満了日または認定日以後に換領してください。もし、この証を滅失したり、破損した場合は、届出の申請書を出して再交付を受けてください。なお、この証は、引当引継ぎ後には引継ぎ後でなく、元の証でください。
- 失業認定日、又は失業認定日と異なる場合は、この証を失業認定日または失業認定日と異なる日に提出してください。
- あなたが被保険者である場合は、失業認定日の申請を、あらかじめ指定された金融機関の指定窓口まで提出してください。失業認定日に行きますので、その金融機関から支給を受けることができますが、基本手当月額は、その金融機関から支給を受けることができますが、基本手当月額は、失業認定日となります。
- 定められた失業認定日に、又は認定日以後に提出してください。
- 失業認定日と異なる場合は、失業認定日と異なる日に提出してください。
- 失業認定日と異なる場合は、失業認定日と異なる日に提出してください。
- 失業認定日と異なる場合は、失業認定日と異なる日に提出してください。
- 失業認定日と異なる場合は、失業認定日と異なる日に提出してください。
- 失業認定日と異なる場合は、失業認定日と異なる日に提出してください。
- 失業認定日と異なる場合は、失業認定日と異なる日に提出してください。

雇用保険受給資格者証 (第2面)

行	請求年月日	認定(支給)額	日数	資格	受給者	備考
1						
2	0901	10-008174-6				次期認定日09月29日
3						特選満了 併期満了日 010811
4		010812-0				0.00 1.00
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

第4面以降に続紙がある場合は、続紙も提出してください。

⑧ 令和5年分確定申告書(第一表・第二表両面)

第一表

収入金額等

所得金額

所得から差し引かれる金額

所得金額

① 給与等 ② 退職所得 ③ 配当金等 ④ 利息・利子 ⑤ 不動産所得等 ⑥ 事業・農業・不動産等

⑥ 事業・農業・不動産等は、「所得金額」欄の金額を授業料免除システム「就学者を除く家族の勤務状況」の収入欄に入力してください。

第二表

所得の内訳 (源泉徴収税額)

所得の内訳 (源泉徴収税額)

○ 所得の内訳 (源泉徴収税額)

○ 所得の内訳 (源泉徴収税額)

○ 所得の内訳 (源泉徴収税額)

土地売却等により申告分離課税制度を利用した場合は、分離用(第三表)と附表・計算書などの写しも必要。

営業・農業・不動産等は、「所得金額」欄の金額を授業料免除システム「就学者を除く家族の勤務状況」の収入欄に入力してください。

⑨ 令和6年度市民税・県民税申告書(表・裏両面)

表面

年度分 市民税申告書

1. 前年中に課税対象となる収入がなかった

2. 前年中収入のみなし所得(退職所得・障害年金・遺族年金・児童手当)

3. 貸付

4. その他

5. 所得から差し引かれる金額に関する事項

① 雑所得控除

② 医療費控除

③ 国民年金保険料

④ 国民健康保険料

⑤ 国民年金保険料

⑥ 国民健康保険料

⑦ 国民年金保険料

⑧ 国民健康保険料

⑨ 国民年金保険料

⑩ 国民健康保険料

⑪ 国民年金保険料

⑫ 国民健康保険料

⑬ 国民年金保険料

⑭ 国民健康保険料

⑮ 国民年金保険料

⑯ 国民健康保険料

⑰ 国民年金保険料

⑱ 国民健康保険料

⑲ 国民年金保険料

⑳ 国民健康保険料

㉑ 国民年金保険料

㉒ 国民健康保険料

㉓ 国民年金保険料

㉔ 国民健康保険料

㉕ 国民年金保険料

㉖ 国民健康保険料

㉗ 国民年金保険料

㉘ 国民健康保険料

㉙ 国民年金保険料

㉚ 国民健康保険料

㉛ 国民年金保険料

㉜ 国民健康保険料

㉝ 国民年金保険料

㉞ 国民健康保険料

㉟ 国民年金保険料

㊱ 国民健康保険料

㊲ 国民年金保険料

㊳ 国民健康保険料

㊴ 国民年金保険料

㊵ 国民健康保険料

㊶ 国民年金保険料

㊷ 国民健康保険料

㊸ 国民年金保険料

㊹ 国民健康保険料

㊺ 国民年金保険料

㊻ 国民健康保険料

㊼ 国民年金保険料

㊽ 国民健康保険料

㊾ 国民年金保険料

㊿ 国民健康保険料

裏面

7. 給与所得の内訳

8. 事業・不動産所得に関する事項

9. 配当所得

10. 所得(公的年金等以外)に関する事項

11. 総合所得・一定所得の所得割額に関する事項

12. 事業専従者に関する事項

13. 所得割額

14. 市民税

15. 市町民税

16. 市民税

17. 市民税

18. 市民税

19. 市民税

20. 市民税

21. 市民税

22. 市民税

23. 市民税

24. 市民税

25. 市民税

26. 市民税

27. 市民税

28. 市民税

29. 市民税

30. 市民税

31. 市民税

32. 市民税

33. 市民税

34. 市民税

35. 市民税

36. 市民税

37. 市民税

38. 市民税

39. 市民税

40. 市民税

41. 市民税

42. 市民税

43. 市民税

44. 市民税

45. 市民税

46. 市民税

47. 市民税

48. 市民税

49. 市民税

50. 市民税

51. 市民税

52. 市民税

53. 市民税

54. 市民税

55. 市民税

56. 市民税

57. 市民税

58. 市民税

59. 市民税

60. 市民税

61. 市民税

62. 市民税

63. 市民税

64. 市民税

65. 市民税

66. 市民税

67. 市民税

68. 市民税

69. 市民税

70. 市民税

71. 市民税

72. 市民税

73. 市民税

74. 市民税

75. 市民税

76. 市民税

77. 市民税

78. 市民税

79. 市民税

80. 市民税

81. 市民税

82. 市民税

83. 市民税

84. 市民税

85. 市民税

86. 市民税

87. 市民税

88. 市民税

89. 市民税

90. 市民税

91. 市民税

92. 市民税

93. 市民税

94. 市民税

95. 市民税

96. 市民税

97. 市民税

98. 市民税

99. 市民税

100. 市民税

営業・農業・不動産等は、「所得金額」欄の金額を授業料免除システム「就学者を除く家族の勤務状況」の収入欄に入力してください。

【参考資料1】 家計基準

家計基準の適格者とは、**家族の総所得金額が収入基準額以下である者**をいいます。
(ただし、免除枠に上限があるため、免除適格者が必ずしも収入基準額どおりの免除になるとは限りません。)

○ 総所得金額計算手順

総所得金額＝総収入金額－必要経費(下記ア)－特別控除額(下記イ)

※下記計算方法の具体例参照

ア 給与所得の必要経費(給与には、年金等を含む。)

収入金額	1,040千円以下	1,040千円超～2,000千円	2,000千円超～6,530千円	6,530千円超
控除額	収入金額と同額	収入金額×0.2+830千円	収入金額×0.3+620千円	2,580千円

イ 特別控除額

就学者控除(兄弟等)	国公立大学	私立大学	私立専修	国公立高専	国公立高校	私立高校	中学校	小学校
自宅通学	590千円	1,010千円	720千円	360千円	280千円	410千円	160千円	80千円
自宅外通学	1,020千円	1,440千円	1,120千円	550千円	470千円	600千円		

国立学校在学者で前年度授業料免除を受けた場合の控除額は上表よりも小さくなります。

本人を対象とする控除	自宅通学 280千円	自宅外通学 720千円
父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯	父母以外の者の所得者1人につき380千円(その所得が380千円未満の場合はその所得金額)ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。	
母子・父子世帯	490千円(18歳以上の兄弟(就学者を除く)がいる場合等は控除の対象としません。)	
障害者のいる世帯	860千円(障害者1人につき)	
長期療養費、単身赴任経費、災害費は、特別に支出していると大学が認定した金額		

○ 収入基準額(授業料半額免除及び徴収猶予)

(カッコ内は全額免除収入基準額)

世帯数	学部別科	大学院修士課程 専門職学位課程	大学院博士課程
1人世帯	1,670(880)千円以下	1,820(960)千円以下	2,540(1,320)千円以下
2人世帯	2,660(1,400)千円以下	2,900(1,520)千円以下	4,040(2,120)千円以下
3人世帯	3,060(1,620)千円以下	3,340(1,770)千円以下	4,670(2,450)千円以下
4人世帯	3,340(1,750)千円以下	3,640(1,920)千円以下	5,070(2,660)千円以下
5人世帯	3,600(1,890)千円以下	3,930(2,080)千円以下	5,480(2,880)千円以下
6人世帯	3,780(1,990)千円以下	4,120(2,170)千円以下	5,740(3,020)千円以下
7人世帯	3,950(2,070)千円以下	4,320(2,260)千円以下	6,020(3,150)千円以下
8人以上は、1人増す毎に7人の収入基準額に右の金額を加算する。	170(80)千円	200(90)千円	280(130)千円

○モデルケース(適格者収入)

- ①学部生・自宅通学の場合 ②学部生・自宅外通学の場合
③院修士・自宅通学の場合 ④院修士・自宅外通学の場合

ア. 2人世帯(本人・母)で、母が会社員の場合、家計基準の適格者となるのは母の給与収入が次の額以下の場合

- ①5,785千円以下 ②6,414千円以下
③6,128千円以下 ④6,690千円以下 (金額は「収入」)

イ. 4人世帯(本人・父・母・妹)で、父が会社員、母が無職、妹が公立高校生(自宅通学)の場合、家計基準の適格者となるのは父の給与収入が次の額以下の場合

- ①6,457千円以下 ②6,920千円以下
③6,780千円以下 ④7,220千円以下 (金額は「収入」)

ウ. 5人世帯(本人・父・母・祖父・祖母)で、父が自営業、母が無職、祖父母は年金受給者(年収100万円以下)の場合、家計基準の適格者となるのは父の営業所得が次の額以下の場合

- ①3,880千円以下 ②4,320千円以下
③4,210千円以下 ④4,650千円以下 (金額は「所得」)

○計算方法の具体例(5人世帯)

本人・・・学部生、自宅外通学
父・・・自営業所得3,000千円、年金収入1,500千円
母・・・自営業専従者給与収入960千円
兄・・・会社員給与収入2,000千円
弟・・・公立高校生、自宅通学
すべて千円単位で計算します。

ア 総収入金額 3,000+1,500+960+2,000=7,460千円

イ 給与所得の必要経費 △3,320千円

〔 父 1,500×0.2+830=1,130千円 母 960千円 〕
〔 兄 2,000×0.2+830=1,230千円 〕

ウ 特別控除額 △1,380千円

〔 弟 就学者控除280千円 兄 所得控除380千円 〕
〔 本人 自宅外通学720千円 〕

エ 総所得金額 7,460-3,320-1,380=2,760千円

半額免除収入基準額3,600千円→家計基準適格

全額免除収入基準額1,890千円→家計基準不適格

【参考資料2】 学 力 基 準

○ 新 入 生

学部	入学試験に合格した者
養護教諭特別別科	
大学院修士課程 (博士前期課程) 専門職学位課程	
大学院博士課程 (博士後期課程)	

○ 在 学 生

学部 大学院修士課程 専門職学位課程	前年次までの標準修得単位数を満たしている者で、前年次において修得した単位数のうち「良」(「B」)以上が65%以上の者 ※前年次と同一の年次(原級)に留まった者又は最短修業年限を超えて在学している者を除く
大学院博士課程 (博士後期課程)	指導教員等が、成績、研究能力及び研究成果により判定し、優秀と認めた者 ※前年次と同一の年次(原級)に留まった者又は最短修業年限を超えて在学している者を除く

前年次と同一の年次(原級)に留まった者、最短修業年限を超えて在学している者

原則として授業料免除及び徴収猶予の対象とはなりません。

※ただし、本人の側の事情によらない事由(病気・留学等)がある場合、授業料免除及び徴収猶予の対象となることがありますので、事前に学生支援課奨学支援係へお問い合わせください。

標準修得単位数

学部・研究科名	年次別標準修得単位数					要卒業単位数	
	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次		
人文学部	31	58	90			124	
教育学部	平成30年度以前入学者	33	65	95		124	
	令和元～2年度入学者	31	65	95		124	
	令和3年度以降入学者	31	65	95		131	
法学部	30	60	90			124	
経済学部	30	60	90			124	
経済科学部	30	60	90			124	
理学部	30	60	90			124	
医学部(医学科)	平成26～27年度入学者	42	79	123	165.5	202.5	224.5
	平成28～令和元年度入学者	48	85	129	171.5	208.5	230.5
	令和2年度以降入学者	46	83.5	127.5	170.5	207.5	229.5
医学部(保健学科) 看護学専攻	令和3年度以前入学者	33	76	107			124
	令和4年度以降入学者	30	75	105			124
医学部(保健学科) 放射線技術科学専攻	令和3年度以前入学者	32	66	97			124
	令和4年度以降入学者	29	59	89			124
医学部(保健学科) 検査技術科学専攻	令和3年度以前入学者	31	68	100			124
	令和4年度以降入学者	26	68	103			124
歯学部(歯学科)	平成17～27年度入学者	38	71	106	154	180	202
	平成28～令和元年度入学者	39	73	103	139	158	195
	令和2年度入学者	37	69	99	135	154	191
	令和3年度以降入学者	38	70	100	136	155	192
歯学部(口腔生命福祉学科)	平成21～令和元年度入学者	29	75	119			147
	令和2年度入学者	31	73	117			145
	令和3年度以降入学者	32	74	120			150
工学部	32	70	104			124	
農学部	31	62	100			124	
創生学部	30	60	90			126	
教育実践学研究科	専門職学位課程	20					46
保健学研究科	博士前期課程	14					30
医歯学総合研究科	修士課程	16					30
	博士前期課程	10					30
現代社会文化研究科	博士前期課程(令和2年度以前入学者)	8					30
	博士前期課程(令和3年度以降入学者)	10					30
自然科学研究科	博士前期課程	12					38又は42

【注意事項】

1. 前期・後期どちらも**前年次の成績**が基準となります。
2. **学力基準が上記基準を満たしていない者は、免除及び徴収猶予の対象としません。**なお、学資負担者を失った者、風水害等の災害により著しい被害を受けた者、生活保護世帯、障害者等は学力基準の特例を設けています。

【申請情報入力の流れ】

※P27～「申請情報入力要領」も熟読した上で入力を開始してください。

概要

1. エントリー期間にエントリーを行います。(操作説明1.を参照)
2. 必要書類を揃えます。
3. 入力期間に申請情報登録を行います。(操作説明2.を参照)
4. 入力期間に申請情報確認及び提出用帳票出力を行います。(操作説明3.を参照)

※以降のイメージ画像内の「出願」は「申請」に読み替えてください。

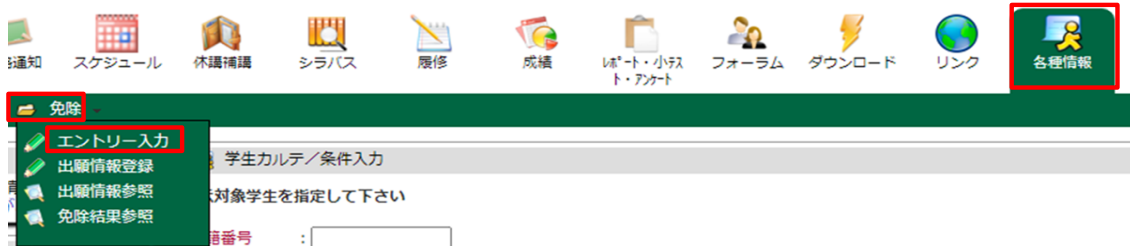
操作説明

1. エントリー期間にエントリーを行います。(エントリー期間: 令和6年4月1日(月)～4月19日(金))
(1)学務情報システムにログインします。

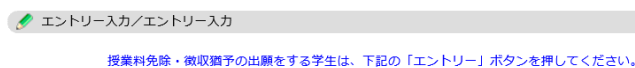


- (2)メニューより「各種情報」→「免除」→「エントリー入力」を選択します。

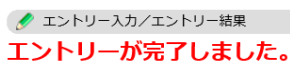
(エントリー入力できない場合は、「※エントリー入力時のエラー画面」が表示されます。)



- (3)「エントリー」をクリックします。



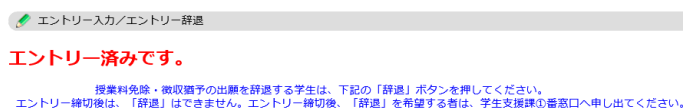
- (4)エントリー完了時に下記画面が表示されます。



※エントリーの辞退を行う場合(エントリー期間内のみ)

エントリー後に操作説明 1-(1)～1-(2)を行うと、下記画面が表示されます。

エントリーを辞退する場合は、「辞退」をクリックしてください。



※エントリー入力時のエラー画面

エントリー入力できない場合は、下記エラー画面が表示されます。

エントリー入力/エントリーエラー
現在は、授業料免除・徴収猶予のエントリー期間外です。

エントリー期間外の場合

エントリー入力/エントリーエラー
国費留学生、または政府派遣留学生は出願の対象外です。

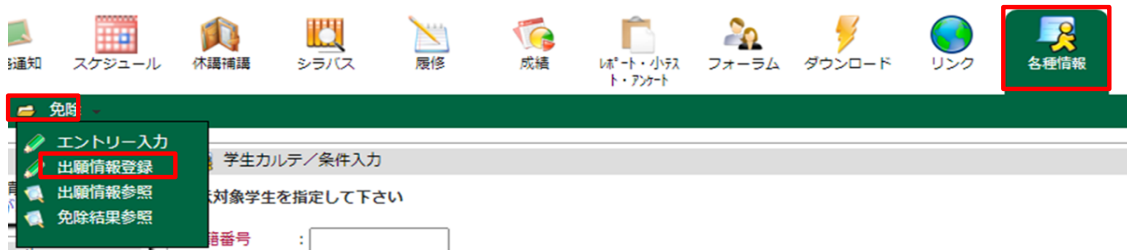
国費留学生、または政府派遣留学生の場合

2. 入力期間に申請情報登録を行います。(入力期間: 令和6年5月13日(月) ~ 5月31日(金))

(1) 学務情報システムにログインします。

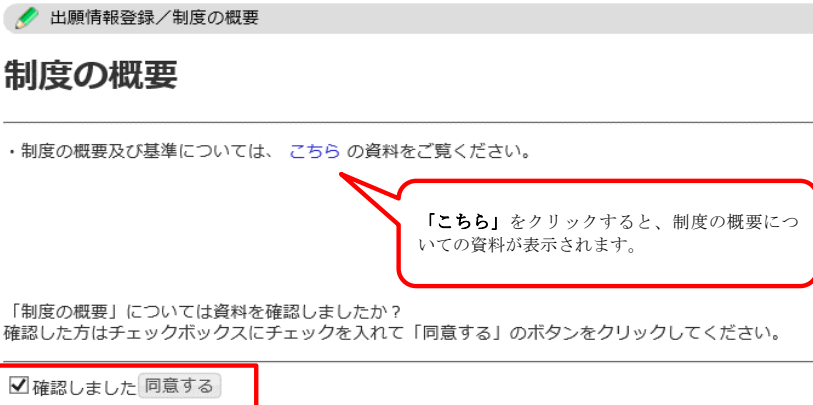
(2) メニューより「各種情報」→「免除」→「申請情報登録」を選択します。

(申請情報登録できない場合は、「※申請情報登録時のエラー画面」が表示されます。)



(3) 制度の概要を確認後、「確認しました」にチェックして「同意する」をクリックします。

(年度/時期毎に初めて申請情報を登録する際に表示されます。一度同意すると、次回からは当画面は表示されません。)



(4) 申請情報登録画面が表示されますので、該当する項目について入力または選択して、「登録」をクリックします。

※ 画面上部にタイムアウトまでの時間が表示されます。タイムアウトするまでに、「登録」または「一時保存」(入力期間のみ表示)をクリックし、入力内容を保存してください。
(入力内容のチェックがありますので、早めに保存してください。)

「申請情報入力要領」を参照の上、入力してください。

出願情報登録 / 出願情報登録

在籍番号	申請者氏名	学生 太郎	旧在籍番号
所属	農学部農産生産化学科		
入学(編入)年月	2014年04月	留学生	

授業料免除の出願を行います。

出願情報を入力後、「登録」ボタンを押してください。出願情報を保存する場合は、「一時保存」ボタンを押してください。※は必須入力項目です。

タイムアウトまで、あと約 **30** 分です。タイムアウトするまでに「一時保存」ボタンを押してください。

タイムアウトまでの時間が表示されます。

●連絡先情報

郵便番号

本人住所

携帯電話番号

自宅電話番号

① 連絡先情報を入力します。
～「申請情報入力要領」のⅡ-1を参照～

- 「郵便番号」を半角数字ハイフンで入力してください。
- 「本人住所」は半角カナで入力しないでください。
- 「携帯電話番号」「自宅電話番号」は半角数字ハイフンで入力してください。

※申請情報の内容を確認するため、大学から連絡することがあります。

●出願対象

出願区分 ※ 免除 徴収猶予

出願理由 ※

② 申請対象を入力します。

- 「申請区分」は、「免除」「徴収猶予」のいずれか一つを選択し、チェックを付けてください。
- 「申請理由」は、すべて全角で入力してください。
- 「申請理由」は、必ず最初に【特定災害枠】と入力してから、その後に続く文章を入力してください。

※ 100字未満はエラーとなります。

●通学区分

通学区分 自宅 自宅外

●現在の給与と収入

現在の給与と収入 平均月収が8万円以上 平均月収が8万円未満または収入なし

●返還を要しない(給付型)奨学金受給状況 ※受付会場で「給付型奨学金の決定通知書(写)」

奨学金名(団体名)

給与始期 年 月分

給与額 月額 千円 年額 千円

③ 本人就学状況に関する項目を入力します。
～「申請情報入力要領」のⅡ-1を参照～

- 該当する項目にチェックし、該当する事項を入力してください。
- 「奨学金名」は全角で入力してください。

※「返還を要しない給付型奨学金」を入力する項目となりますので、奨学金の内容が給付型であるかを確認してください。

- 「給与額」は半角数字で入力してください。

●独立生計

独立生計者でない 独立生計者である

*以下①～③の全てに該当する者は「独立生計者である」を選択してください。

①学生本人または配偶者に年間150万円以上の収入がある

②父母等の扶養家族でない

③父母等と別居している

●留学生

区分：

学費負担者が日本にいますか? はい いいえ

「経済生活状況申告書」の年間収入額 千円

「経済生活状況申告書」の年間支出額 千円

④ 「学費負担者」を入力します。
～「申請情報入力要領」のⅡ-2を参照～

- 「電話番号」「郵便番号」は半角数字ハイフンで入力してください。
- 「住所」は半角カナは入力しないでください。
- 「確認」欄は必ず学費負担者に了解を得た上で「はい」を選択してください。

●学費負担者 ※「独立生計者」及び「留学生」は、出願者本人の情報を入力

氏名

電話番号

郵便番号

住所

確認 ※ 今回の出願は学費負担者も了解されていますか? はい いいえ

●就学者を除く家族

続柄	氏名	年齢	所得状況
指示なし	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input checked="" type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし <input type="text"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input checked="" type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし <input type="text"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input checked="" type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし <input type="text"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input checked="" type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし <input type="text"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input checked="" type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし <input type="text"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input checked="" type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし <input type="text"/> 当年1月1日時点で就学中

⑤ 「就学者を除く家族」を入力します。
～「申請情報入力要領」のⅡ-3を参照～

- 同居別居を問わず申請者と生計を一にするもの全員(就学者は除く)を入力してください。
- 年齢は半角数字で入力してください。

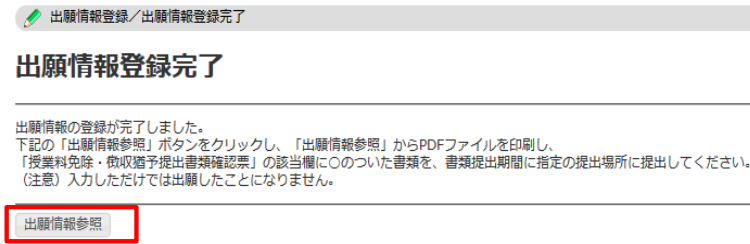
※年齢等に未入力があるとエラーとなります。

(6) 登録完了時に下記画面が表示されます。

続けて提出書類用のファイル出力を行う場合は、「申請情報参照」をクリックします。

(操作説明3-(3)に進んでください。)

※入力期間内であれば、登録した後も修正が可能です。



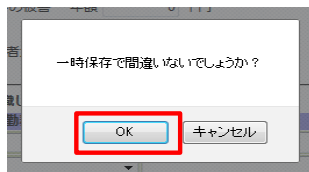
※「一時保存」クリック時

「一時保存」の状態は出願したことになりませんので、**入力期間内に必ず「登録」してください。**入力期間内に「登録」していないものは受け付けません。また、「登録」後に「一時保存」すると、「登録」が取り消されます。その場合は、もう一度「登録」してください。

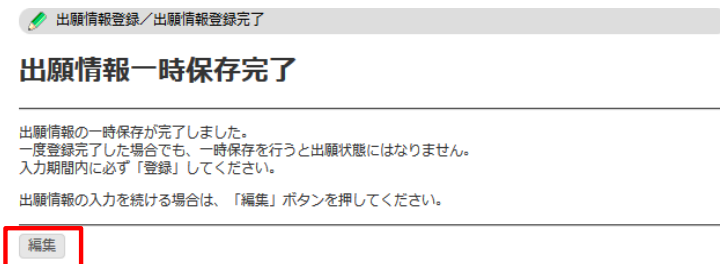
i. 登録確認メッセージが表示されますので、「OK」をクリックします。

登録内容に不備がある場合は保存されずに(4)の画面に戻りエラー内容が表示されます。

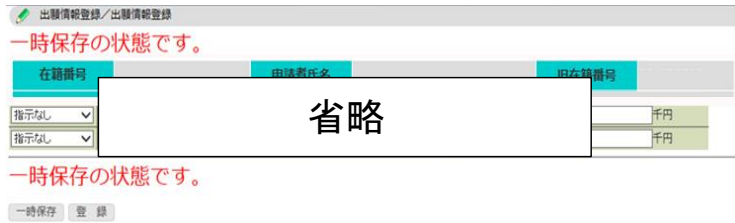
修正を行い、再度一時保存を行ってください。



ii. 一時保存完了時は以下のメッセージが表示されます。再度、申請情報登録画面を表示する場合は、「編集」をクリックします。

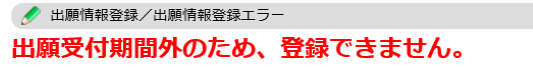


iii. 一時保存されている場合は、申請情報登録画面の上下にメッセージが表示されます。

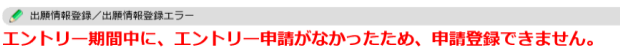


※申請情報登録時のエラー画面

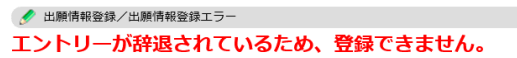
申請情報登録できない場合は、下記エラー画面が表示されます。



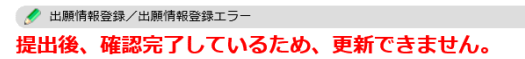
申請受付期間外の場合



エントリーが行われていない場合



エントリー辞退が行われている場合

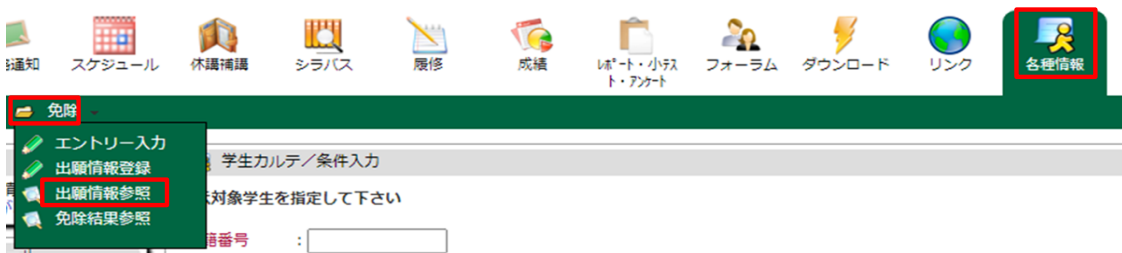


申請情報登録後に申請内容の確認が完了している場合

3. 入力期間に申請情報確認及び提出用帳票出力を行います。

(1) 学務情報システムにログインします。

(2) メニューより「各種情報」→「免除」→「申請情報参照」を選択します。



(3) 申請情報が表示されますので、内容を確認し「帳票」をクリックします。

出願情報参照 / 出願情報参照

在籍番号	GEN001	申請者氏名	学生 太郎	旧在籍番号	
所屬	人文学部				
入学(編入)年月	2015年04月	留学生		学年	1年

2016年度、前期の授業料免除出願情報です。入力期間、修正期間外は、編集できません。
出願情報を印刷する場合は、「帳票」ボタンを押してください。出願情報を編集する場合は、「編集」ボタンを押してください。

●連絡先情報

郵便番号	
本人住所	
携帯電話番号	
自宅電話番号	

●出願対象

出願区分	免除
出願理由	出願理由(100字以上300字以内)

●進学区分

進学区分	自宅
------	----

●現在の給与収入

現在の給与収入	平均月収が8万円未満または収入なし
---------	-------------------

●返還を要しない(給付型)奨学金受給状況

返還を要しない(給付型)奨学金受給状況	奨学会名(団体名)	給与給期	給与額
		年 月分から	給与月額 千円 給与年額 千円

●独立生計

現在の給与収入	独立生計者でない ※以下①~③の全てに該当する者は「独立生計者である」を選択してください。 ①学生本人または配偶者に年間150万円以上の収入がある ②父母等の扶養家族でない ③父母等と同居している
---------	--

●留学生

留学生	区分: 学費負担者が日本にいますか? いいえ 「経済生活状況申告書」の年間収入額 0千円 「経済生活状況申告書」の年間支出額 0千円
-----	---

●学費負担者

氏名	学生 一郎
電話番号	999-999-9999
住所	〒999-9999 新潟市西区
確認	今回の出願は学費負担者も了解されていますか? はい

●就学者を除く家族

続柄	氏名	年齢	所得状況
----	----	----	------

●本人以外の就学者

続柄	氏名	年齢	学校情報	学年	進学区分	前年度免除
----	----	----	------	----	------	-------

●家族構成の補足(該当者のみ)

世帯員数	就学者を除く家族 0人 本人以外の就学者 0人
生活保護世帯	生活保護世帯でない
住民税非課税世帯	住民税非課税世帯でない
母子又は父子世帯	が 年 月 に

障害者のいる世帯

続柄 1	
障害の種類1	
続柄 2	
障害の種類2	
続柄 3	
障害の種類3	
続柄 4	
障害の種類4	

長期療養者のいる世帯

続柄 1	長期療養の始期/年額療養費1 年 月 (年額) 千円
続柄 2	長期療養の始期/年額療養費2 年 月 (年額) 千円
続柄 3	長期療養の始期/年額療養費3 年 月 (年額) 千円
続柄 4	長期療養の始期/年額療養費4 年 月 (年額) 千円

主たる家計支持者別居の世帯

続柄	主たる家計支持者別居のためにかかる電気代月額 + カス代月額 + 水道代月額 + 居費月額) x 12 年額 0千円
災害費	災害なし 年額 0千円
学費負担者死亡	基準日前6ヶ月(今期入学者にあっては入学前1年間)に主たる家計支持者が死亡しましたか? いいえ ※基準日: 前期4月1日、後期10月1日

●就学者を除く家族の勤務状況

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
----	---------	-------------	------	---------	-------

帳票 編集

「帳票」をクリックし、提出書類を出力します。

(4) 確認メッセージが表示されますので、「OK」をクリックします。

授業料免除・徴収猶予提出書類確認票、出願情報の帳票を出力しますか?

OK キャンセル

受付	審査1	審査2

学部・研究科名	学年	在籍番号	氏名
人文学部	1年	GEN001	学生 太郎

授業料免除・徴収猶予提出書類確認票

No	事項	該当欄	No	事項	該当欄
1	出願情報	○	20	直近月の住居費・光熱水料の領収書の写	
			21	死亡診断書の写	
2	「住民税非課税・課税の有無がわかる所得証明書（平成28年分）写不可」又は「所得証明書（平成28年分）写不可」及び「住民税非課税・課税証明書（平成28年分）写不可」	○	22	死亡保険金支払額及び支払日が確認できる書類の写	
			23	罹災証明書・罹災額が確認できる書類の写	
3	平成28年分「給与所得の源泉徴収票」の写		24	授業料免除証明書	
4	給与支払（見込）証明書		25	在学証明書 写不可	
5	収支内訳（見込）証明書		26	保護決定（変更）通知書の写	
6	年金関係収入書類の写（「公的年金の源泉徴収票」※「遺族年金」または「障害者年金」を受給している場合は「年金振込通知書」「年金支払通知書」※「恩給」等を受給している場合は「年金恩給等支払通知書の写し」等）		27	経済生活状況申告書（日本人学生用）	○
			の 独 み 立 生 計 者	住民票 写不可	○
7	年金関係収入書類の写「年金証書」			健康保険被保険者証の写（世帯全員のもの）	○
8	平成28年分確定申告書（第一表・第二表）の写（譲渡所得等がある場合は、「第三表」「第四表」「計算明細書」が必要になる場合あり）又は平成29年度市町村住民税・都道府県住民税申告書の両面の写		留 学 生 の み	経済生活状況申告書（私費外国人留学生用）	
				奨学金決定通知書の写	
				健康保険被保険者証の写（世帯全員のもの）	
				預金通帳の写	
9	内職の証明書・申立書				
10	退職金支払額及び支払日が確認できる書類の写				
11	臨時所得支払額及び支払日が確認できる書類の写				
12	雇用保険受給資格者証明書の写				
13	傷病手当金通知書の写				
14	無職申立書及び健康保険証の写	○			
15	児童扶養手当証書の写				
16	母子・父子家庭証明書 又は 戸籍全部事項証明書				
17	障害者手帳の写				
18	診断書 写不可				
19	直近月の医療費の領収書の写				

【選考結果参照】

選考結果は学務情報システムで通知しています。
選考結果参照期間に以下の手順で参照してください。

- (1)学務情報システムにログインします。
- (2)メニューより「各種情報」→「学生カルテ」→「免除情報」を選択します。
- (3)選考結果が表示されます。

HOME 連絡通知 スケジュール 休講補講 シラバス 履修 成績 レポート・小テスト・アンケート フォーラム ダウンロード リンク 各種情報

学生カルテ 免除

新着情報 学生カルテ/条件入力

学生カルテ/免除情報

免除情報

免除対象	年度	学期	免除区分	徴収猶予
授業料	2016年度	前期	全額免除	-

選考結果は「学生カルテ」から確認してください。

【申請情報入力要領】

I 入力全般についての注意事項

1. 申請情報は選考上大切な資料のため、以下の注意事項を熟読して、後期にあつては令和6年4月1日現在の**状況を入力してください。**
2. 入力すべきことが入力されていない場合など不備なものは、選考から除外します。また、許可後、入力内容が事実と相違していることが判明した場合は、許可後であってもその許可を取り消すことがあるので、正確に入力してください。

II 申請情報登録

- ・エントリー期間にエントリーしていない場合は、入力できません。
- ・入力期間外は入力できません。

※以降のイメージ画像内の「出願」は「申請」に読み替えてください。

1. 『本人就学状況』

ア	●連絡先情報 郵便番号 <input type="text" value="950-0000"/> 本人住所 <input type="text" value="新潟市西区NNNNNN9-99"/> 携帯電話番号 <input type="text" value="9999999999"/> 自宅電話番号 <input type="text" value="9999999999"/>
イ	●出願対象 出願区分 ※ <input checked="" type="radio"/> 免除 <input type="radio"/> 徴収猶予 出願理由 ※ <input type="text"/>
ウ	●通学区分 通学区分 <input checked="" type="radio"/> 自宅 <input type="radio"/> 自宅外
エ	●現在の給与収入 現在の給与収入 <input type="radio"/> 平均月収が8万円以上 <input checked="" type="radio"/> 平均月収が8万円未満または収入なし
オ	●返還を要しない(給付型)奨学金受給状況 ※受付会場で「給付型奨学金の決定通知書(写)」を提出してください。 奨学金名(団体名) <input type="text"/> 給与始期 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月分から 給与額 月額 <input type="text"/> 千円 年額 <input type="text"/> 千円
カ	●独立生計 <input checked="" type="radio"/> 独立生計者でない <input type="radio"/> 独立生計者である *以下①～③の全てに該当する者は「独立生計者である」を選択してください。 ①学生本人または配偶者に年間150万円以上の収入がある ②父母等の扶養家族でない ③父母等と別居している
キ	●留学生 区分： 学費負担者が日本にいますか？ <input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ 「経済生活状況申告書」の年間収入額 <input type="text"/> 千円 「経済生活状況申告書」の年間支出額 <input type="text"/> 千円

ア. 「郵便番号」「本人住所」「携帯電話番号」「自宅電話番号」

- ・学務情報システムの学生カルテに登録されている情報が表示されます。
- 「連絡先情報」に変更がある場合は、修正してください。

※ここで修正しても学務情報システムの学生カルテは修正されません。
学生カルテの修正および所属の学務係への連絡も併せてお願いします。

イ. 「申請区分」「申請理由」

- ・申請区分を選択してください。申請理由を入力してください。
- ・必須入力です。申請理由は、**全角100文字以上～300文字以内**で入力してください。
- ・必ず最初に【令和6年能登半島地震】と入力してから、その後続く文章を入力してください。

ウ. 「通学区分」

- ・申請者本人の通学区分を選択してください。
- ※独立生計者及び留学生の方は、通学区分「自宅」を選択してください。**

エ. 「現在の給与収入」

- ・申請者本人の収入状況を確認し、選択してください。

【令和6年4月現在の平均月収が8万円以上の者】

- ・前年1月1日以前から継続して勤務しており、前年の給与収入の総額が96万円以上の者
※この場合は、「給与所得の源泉徴収票」の写を提出してください。
- ・前年1月2日以降に就職・転職し、「直近3ヶ月の給与支払金額÷3×12+年間賞与額」が96万円以上の者
※この場合は、「給与支払(見込)証明書」(証明書1)を提出してください。

オ. 「返還を要しない(給付型)奨学金受給状況」

- ・給付型奨学金を受給している場合は、奨学金の名称等を入力してください。
ただし、次の奨学金は入力の対象とはなりません。

- ・貸与型奨学金(日本学生支援機構第一種・第二種奨学金など)
- ・**日本学生支援機構 給付型奨学金**
- ・**輝け未来!!新潟大学入学応援奨学金**
- ・**新潟大学 学業成績優秀者奨学金**
- ・**新潟大学 大学院博士課程奨学金**
- ・**地方就職を条件に返還が免除となる地方創生型奨学金**

- ・**「奨学金決定通知書の写」**を提出してください。
- ・**複数の給付型奨学金を受給している場合は**、「/」で区切って入力してください。
その場合の金額は、月額・年額共に、合算した金額を入力してください(千円未満切り捨て)。

カ. 「独立生計」

令和6年4月1日現在において、以下の①～③の全てに該当する場合に、独立生計者として申請できます。

- ①父母等の扶養親族でない者(保険証の写で確認します。)
- ②父母等と別居している者(住民票で確認します。)
- ③本人又は配偶者に年間150万円以上の収入がある者

- ・前年1月1日以前から基準日時点において継続して勤務している場合は、前年の給与収入が150万円以上(源泉徴収票の写
前年の給与収入が150万円以上(源泉徴収票の写で確認します。))
- ・前年1月2日以降に就職・転職し基準日時点において勤務している場合は、
「直近3ヶ月の給与支払金額÷3×12+年間賞与額」が150万円以上(給与支払(見込)証明書で確認します。)

※自営業・農業等の場合、年間150万円以上の所得が必要となります。

※基準日の前日までに退職し、基準日時点で勤務していない場合は、無職の扱いとなり無職の扱いとなり独立生計者の条件を満たしません。

キ. 「留学生」

「学資負担者が日本にいますか?」の項目

- ・単身または配偶者と留学してきた場合は「いいえ」を選択してください。

「経済生活状況申告書の年間収入額/支出額」の項目

- ・**「証明書7 経済生活状況申告書」に記入した「年間収入額/支出額」を入力してください。**

2. 『学資負担者』

●学資負担者 ※「独立生計者」及び「留学生」は、出願者本人の情報を入力してください。

ア	氏名	
	電話番号	
	郵便番号	
	住所	
イ	確認 ※ 今回の出願は学資負担者も了解されていますか?	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ

ア. 「氏名」「電話番号」「郵便番号」「住所」

- ・学務情報システムの学生カルテに登録されている学生の保証人の情報が表示されます。

イ. 「確認」

- ・必ず学資負担者に了解を得た上で「はい」を選択してください。

【留学生または独立生計者等の場合】

- ・「氏名」「電話番号」「郵便番号」「住所」の項目は、申請者本人の情報を入力してください。
- ・(主に留学生)住所は日本国内の住所としてください。

3. 『就学者を除く家族』

●就学者を除く家族 **ア**

続柄	氏名	年齢	所得状況
指示なし			<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり (有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり (無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし (指示なし) <input type="checkbox"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし			<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり (有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり (無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし (指示なし) <input type="checkbox"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし			<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり (有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり (無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし (指示なし) <input type="checkbox"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし			<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり (有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり (無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし (指示なし) <input type="checkbox"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし			<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり (有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり (無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし (指示なし) <input type="checkbox"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし			<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり (有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり (無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし (指示なし) <input type="checkbox"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし			<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり (有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり (無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし (指示なし) <input type="checkbox"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし			<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり (有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり (無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし (指示なし) <input type="checkbox"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし			<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり (有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり (無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし (指示なし) <input type="checkbox"/> 当年1月1日時点で就学中

ア. 「続柄」「氏名」「年齢」

- ・「生計を一にする家族(就学者を除く)」の情報を入力してください。
- ※別居独立の生計を営む兄弟姉妹、生計を一にしない別居の祖父母等別生計者の情報は **入力の対象ではありません。**

【留学生または独立生計者等の場合】

- ・「就学者を除く家族」に本人の情報を入力してください。
- ※配偶者が就学者であり収入もある場合、「就学者を除く家族」欄と「本人以外の就学者」欄の **両方** に情報を入力してください。
- ・留学生については、**日本在住の家族についてのみ** 入力してください。
- ※**本国にいる親の情報は入力の対象ではありません。**

イ. 「所得状況」

- ・該当するものを選択してください。

前年1月～基準日に所得あり (有職)	給与収入者、事業所得者等、留学生
前年1月～基準日に所得あり (無職)	無職の人で前年から基準日に収入(年金・株式等・前職の給与等)がある場合
前年1月～基準日に所得なし	無職無収入の場合 ※種別(「選択してください」の項目)も選択する必要があります。
当年1月1日時点で就学中	令和6年1月1日時点で就学者であった場合にチェックしてください。

- ※前年1月から基準日(前期4月1日、後期10月1日)までの間に退職したところを含めて勤務した実績がある場合は、**「6. 就学者を除く家族の勤務状況」にて勤務履歴を入力するため、「前年1月～基準日に所得あり(無職)」を選択してください。**

4. 『本人以外の就学者』

●本人以外の就学者 **ア**

続柄	氏名	年齢	学校情報	学年	通学区分	前年度免除
指示なし			設置区分 指示なし 学校区分 指示なし 学校名		<input type="radio"/> 自宅 <input type="radio"/> 自宅外	前期 指示なし 後期 指示なし 授業料年額 千円
指示なし			設置区分 指示なし 学校区分 指示なし 学校名		<input type="radio"/> 自宅 <input type="radio"/> 自宅外	前期 指示なし 後期 指示なし 授業料年額 千円
指示なし			設置区分 指示なし 学校区分 指示なし 学校名		<input type="radio"/> 自宅 <input type="radio"/> 自宅外	前期 指示なし 後期 指示なし 授業料年額 千円
指示なし			設置区分 指示なし 学校区分 指示なし 学校名		<input type="radio"/> 自宅 <input type="radio"/> 自宅外	前期 指示なし 後期 指示なし 授業料年額 千円
指示なし			設置区分 指示なし 学校区分 指示なし 学校名		<input type="radio"/> 自宅 <input type="radio"/> 自宅外	前期 指示なし 後期 指示なし 授業料年額 千円

ア. 「続柄」「氏名」「年齢」「学校情報」「学年」「通学区分」

- ・「本人以外の就学者」の情報を入力してください。
- 就学者とは、「小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学(短期大学・大学院・専攻科・別科を含む。放送大学は全科履修生・特修生に限る。)、特別支援学校、専修学校(高等課程・専門課程)」に在学する者です。※大学院は学校区分で「大学」を選択してください。
- ※上記以外の専修学校一般課程及び各種学校(予備校・職業訓練校)などに在学する者は、「就学者を除く家族」欄に入力してください。

イ. 「前年度免除」

- ・兄弟姉妹等が国立の学校(大学、高等専門学校)に在学している場合にのみ、「証明書3 授業料免除証明書」をもとに前年度の「前期」「後期」「授業料年額」を入力してください。
- ・新入生で前年度在学していない場合は、「免除なし」を選択してください。
- ・授業料年額は、前年度授業料が免除されている場合のみ、免除前の年額(千円未満切上げ)を入力してください。

5.『家族構成の補足(該当者のみ)』

●家族構成の補足(該当者のみ)

ア 世帯員数 ※
就学者を除く家族 人 本人以外の就学者 人
生活保護世帯
 生活保護世帯である 生活保護世帯でない
住民税非課税世帯 ※住民税非課税世帯: 家族全員の「住民税(所得割)」が非課税であること。
 住民税非課税世帯である 住民税非課税世帯でない

イ 母子又は父子世帯
指示なし が 年 月 に 死亡 生別
障害者のいる世帯

続柄	障害の種類			
指示なし <input type="text"/>	<input type="radio"/> 障害者	<input type="radio"/> 寝たきり	<input type="radio"/> 原爆被爆者	
指示なし <input type="text"/>	<input type="radio"/> 障害者	<input type="radio"/> 寝たきり	<input type="radio"/> 原爆被爆者	
指示なし <input type="text"/>	<input type="radio"/> 障害者	<input type="radio"/> 寝たきり	<input type="radio"/> 原爆被爆者	
指示なし <input type="text"/>	<input type="radio"/> 障害者	<input type="radio"/> 寝たきり	<input type="radio"/> 原爆被爆者	

オ 長期療養者のいる世帯

続柄	長期療養の始期/年間療養費			
指示なし <input type="text"/>	<input type="text"/> 年	<input type="text"/> 月	(年額) <input type="text"/>	千円
指示なし <input type="text"/>	<input type="text"/> 年	<input type="text"/> 月	(年額) <input type="text"/>	千円
指示なし <input type="text"/>	<input type="text"/> 年	<input type="text"/> 月	(年額) <input type="text"/>	千円
指示なし <input type="text"/>	<input type="text"/> 年	<input type="text"/> 月	(年額) <input type="text"/>	千円

カ 主たる家計支持者別居の世帯
続柄 指示なし
主たる家計支持者別居のためにかかる光熱水料、住居費
(電気代月額 + ガス代月額 + 水道代月額 + 居費月額) × 12 年額 千円
災害費
 災害なし 地震 火災 その他風水害 盗難等の被害 年額 千円

キ 学資負担者死亡
基準日前6ヶ月(今期入学者にあつては入学前1年間)に主たる家計支持者が死亡しましたか? はい いいえ
※基準日: 前期4月1日、後期10月1日

ア.「世帯人員」

・「就学者を除く家族」と「本人以外の就学者」に入力した家族の人数を入力してください。

※申請者本人は人数に含めません。

【留学生または独立生計者等の場合】

・単身(一人世帯)の場合は、「就学者を除く家族」0人、「本人以外の就学者」0人と入力してください。

※「3. 就学者を除く家族」には本人情報を入力する必要があります。

イ.「生活保護世帯」「住民税非課税世帯」

・該当する項目にチェックしてください。

※「住民税非課税世帯」とは、世帯全員の住民税(所得割)が非課税である場合をいいます。

ウ.「母子又は父子世帯」

・母子又は父子世帯の場合はすべて入力してください。

(例)「令和2年1月母生別により父子家庭」の場合、「母、2020年、1月、生別」と入力してください。

エ.「障害者のいる世帯」

・「障害者」は身体障害者の他、「精神障害者」及び「知的障害者」を含みます。

・介護保険で「要介護度5」の認定を受けている場合、「寝たきり」として扱います。

オ.「長期療養者のいる世帯」

・「長期療養者」とは、令和6年4月1日現在において6ヶ月以上にわたる期間療養中の者又は療養を医師に必要と認められた者をいいます。年間療養費は、「基準日の直近月にかかる医療費×12カ月」で算出される金額を入力してください。ただし、毎月医療費がかからない場合(2カ月に1回診療を受ける等)は、12倍ではなく、年間にかかる医療費を入力してください。(千円未満切り上げ)

カ.「主たる生計支持者別居の世帯」

・「主たる家計支持者別居」とは、勤務上の都合により単身赴任をしている場合等をいいます。

該当する場合、単身赴任等別居にかかる光熱水料費(電気、ガス、水道)及び住居費を特別控除の対象とします。なお、会社等から光熱水料費及び住居費の補助を受けている場合は、これを差し引いた金額を控除の対象とします。控除の対象額が71万円を超える場合は、71万円を上限とします。(千円未満切り上げ)

キ.「災害費」

・該当する場合は、該当する項目にチェックし、災害費(千円未満切り上げ)を入力してください。

※令和5年10月2日以降に風水害等の被害にあった場合のみ対象となります。

※令和6年能登半島地震については「地震」または「その他風水害」を選択してください。

ク.「学資負担者死亡」

・該当する場合は「はい」にチェックしてください。

6. 『就学者を除く家族の勤務状況』

●就学者を除く家族の勤務状況 ※前年1月～基準日までの勤務状況（基準日で退職しているものは金額を0円として入力してください。）

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
指示なし	指示なし ア	指示なし イ	指示なし ウ	エ	千円 オ
指示なし	指示なし	指示なし	指示なし		千円
指示なし	指示なし	指示なし	指示なし		千円

- ① 令和5年1月1日～令和6年4月1日までの間で、自営業、専従者、農業、アルバイト、内職、単発の収入、役員手当等、収入・所得を得たものはすべて入力してください。

※入力する金額は、1つの勤務等についての「令和5年1月1日～令和6年4月1日までの間に得た収入又は所得の合計金額」ではありません。令和6年4月1日時点で「令和5年1月1日以前から継続して勤務しているもの」については、令和5年1月～12月の1年間で得た収入又は所得の金額を、令和5年分源泉徴収票等により入力してください。令和6年4月1日時点で「令和5年1月2日以降に就職・転職したもの」については、直近の収入又は所得状況から算出した見込み年収の金額を、給与支払（見込）申告書等により入力してください。

- ② 所得証明書に記載のある収入や所得はすべて入力してください。
※ただし、令和6年3月31日以前に退職した場合は、「7.『就学者を除く家族の勤務状況』の入力例」を参照してください。
- ③ 複数箇所から給与を得ている場合、複数の年金を受給している場合は、それぞれについて入力してください。
- ④ 「令和6年4月1日現在の平均月収が8万円以上の者」又は「独立生計者」「留学生」は、申請者本人の情報を入力してください。

【留学生は下記のとおり入力してください】

「続柄」	本人
「収入・所得区分」	その他(所得)
「勤務または受給開始年月」	その他
「勤務状況」	現在も勤務又は受給又は従事
「勤務先・年金名」	新潟大学
「収入/所得」	「証明書7 経済生活状況申告書」の「年間収入額」「年間支出額」のうち、 金額が大きい項目の金額を入力する。

証明書7
 (国際学生/留学生用) 平成 年 月 日

山形県 学務番号 _____
 姓 名 _____

経 済 生 活 状 況 申 告 書

授業料免除・奨学金等の受給に際し、下記のとおり私の家族の経済状況を申告させていただきます。

1. 収入 (奨学金・本職からの送金・アルバイト) について

(1) 奨学金 (送金) 千円 _____
 奨学金名称 (平成 年 月 ~ 平成 年 月) _____
 支給機関 (平成 年 月 ~ 平成 年 月) _____

(2) 本職からの送金・奨学金 平均月額 千円 _____
 (送金先) _____

(3) 本人及び配偶者のアルバイト 平均月額 千円 _____
 (送金先) _____

(4) その他収入 平均月額 千円 _____
 (送金先) _____

2. 支出 (生活費) について

表 費 千円 交 通 費 千円 _____
 住 居 費 千円 国民健康保険 千円 _____
 生活必需品 千円 学費・学用品費 千円 _____
 雑費・雑用 千円 医療・療養費 千円 _____
 食 料 費 千円 学 費 千円 _____
 雑 費 千円 雑 費 千円 _____
 雑 費 千円 雑 費 千円 _____

ア.「収入・所得区分」

該当するものを選択してください。

<収入>

給与収入	会社等に勤務し <u>給与収入</u> を得ている場合 ※令和5年1月1日～令和6年3月31日までの間に退職した場合は「給与収入」を選択してください。
年金	老齢(退職)年金の給付を受けている場合
遺族年金	遺族年金の給付を受けている場合
障害者年金	障害者年金の給付を受けている場合
恩給	恩給の給付を受けている場合
失業保険	失業保険の給付を受けている場合
傷病手当金	傷病手当金の給付を受けている場合
生活保護費	生活保護費の給付を受けている場合
児童扶養手当	児童扶養手当の給付を受けている場合
その他(収入)	収入区分のいずれにも該当しない収入がある場合

<所得>

事業所得	自営業、農業、林業、水産業、不動産所得(家賃、地代等)の収入がある場合
利子又は配当	利子、配当金による収入がある場合
株式の損益	株式による収入がある場合(株式の売買利益、運用利益など)
内職の報酬	内職による報酬がある場合
退職金	令和5年10月2日～令和6年4月1日までに退職金が支払われている場合 ※退職金が支払われている場合は、一つの勤務先に関するだけで二行入力してください。
保険金	令和5年10月2日～令和6年4月1日までに保険金が支払われている場合 (生命保険など)
資産譲渡	令和5年10月2日～令和6年4月1日までに資産譲渡が行われて所得を得た場合 (土地の譲渡等)
その他(所得)	所得区分のいずれにも該当しない所得がある場合 ※委託業務(シルバー人材等)に従事している場合 ※単発収入・期間の定めのある就労で給与以外の収入を得ている場合(個人年金など) ※留学生は「その他(所得)」を選択してください。

イ.「勤務または受給開始年月」

該当するものを選択してください。

令和5年1月1日以前から	勤務開始年月または年金受給開始月が令和5年1月1日以前の場合 ※
令和5年1月2日以降から	勤務開始年月または年金受給開始月が令和5年1月2日以降の場合 ※
令和5年以前から(事業)	「事業所得(自営業・農業など)」で開業年月等が令和5年以前の場合
令和6年以降から(事業)	「事業所得(自営業・農業など)」で開業年月等が令和6年以降の場合
その他	令和5年1月1日～令和6年4月1日までの間で退職した勤務先の状況を入力する場合 「収入・所得区分」で「利子又は配当」「株式の損益」を選択した場合 ※留学生は「その他」を選択してください。
臨時的所得	「収入・所得区分」で「退職金」「保険金」「資産譲渡」を選択した場合

※「収入・所得区分」で「事業所得」を選択した場合は、「令和5年以前から(事業)」又は「令和6年以降から(事業)」を選択してください。

※再雇用の場合は「令和5年1月1日以前から」を選択してください。

ウ.「勤務状況」

該当するものを選択してください。

「現在も勤務又は受給又は従事」	令和6年4月1日現在で勤務又は受給又は従事している場合
	単発収入・期間の定めのある就労で得た収入で、令和6年4月1日以降も同じように就労している場合、または今後就労する可能性がある場合
	※留学生は「現在も勤務又は受給又は従事」を選択してください。
「一時金」	「収入・所得区分」で「退職金」「保険金」「資産譲渡」「株式の損益」を選択した場合
「退職(退職金あり)」	「収入・所得区分」で「給与収入」を選択し、「令和5年10月2日～令和6年4月1日までに退職金が支払われている場合(退職金の入力も必要)」又は「令和6年4月2日以降に退職金が支払われる場合」
「退職(退職金なし)」	「収入・所得区分」で「給与収入」を選択し、「退職金が支払われていない場合」又は「令和5年10月1日以前に退職金が支払われた場合」
「廃業」	令和6年3月31日までに自営業等を廃業した場合

エ.「勤務先／年金名」

・勤務先又は年金名等の支給元を入力してください。(例:新潟株式会社, 老齢厚生年金, 農業など)

※「収入・所得区分」が「給与収入」「年金」で無い場合も、必ず入力してください。

オ.「収入／所得」

・提出書類(所得証明書等)に記載されている「収入」「所得」の金額を入力してください。(千円未満切り捨て)

※退職または廃業したものを入力する場合で、「収入／所得」欄が0円となる場合でも、必ず「0」を入力してください。

○「収入金額の入力」

- ① 収入とは、「給料・賃金・役員報酬・賞与・年金・専従者給与・遺族の扶助料・恩給・傷病手当金・生活保護法による扶助料・失業給付金・児童扶養手当等」をいいます。
- ② 建設会社等に勤務し、一定の給与を得ている大工・左官等について
・「収入金額」の「給与収入」を選択してください。
- ③ 給与や年金は、令和5年分源泉徴収票の「支払金額」を入力してください。
・令和5年1月2日以降に就職・転職した場合は、給与支払(見込)証明書を元に1年分の収入金額を推算して入力してください。
・令和5年1月2日以降に年金の受給が始まった場合は、年金証書に記載されている金額を入力してください。
- ④ 失業給付金の金額は雇用保険受給資格者証を参照の上、以下の計算方法で算出した金額を入力してください。
「失業給付金＝令和6年4月1日以降の給付残日数(第3面)×基本手当金額(第1面)」
- ⑤ 令和6年3月31日以前に退職したところに係る給与収入は「0円」と入力してください。
※退職金がある場合は、「7.『就学者を除く家族の勤務状況』の入力例」を参照してください。
- ⑥ 出稼ぎによる収入について
・長期間(6ヶ月以上)の継続就労で得た収入については「収入金額」として入力してください。
- ⑦ 単発就労・期間の定めのある就労で得た所得について
・令和6年4月1日以降にも同じように就労する可能性がある場合は、前年と同じ金額を入力してください。
・令和6年3月31日以前で就労を辞め、今後就労する可能性が無い場合は、必ず「0円」と入力してください。

○「所得金額の入力」

- ① 令和5年分確定申告書等の「所得金額」を入力してください。
※所得金額がマイナスの場合は、所得金額は「0」と入力してください。
- ② 事業所得とは、「商・工・農・林・水産業・開業医・弁護士・著述業・公認会計士・税理士・外交員・理容・美容・旅館・飲食店・クリーニング業等」が該当します。
- ③ 事業所得は、令和5年分確定申告書 第一表 又は令和6年度市民税県民税申告書 表面 の「所得金額」を入力してください。
- ④ 事業所得で祖父母名義の所得について
・その所得を得るための実質的な働き手が父母の場合は、父母の所得として入力してください。
- ⑤ 単発就労・期間の定めのある就労で得た所得について
・令和6年4月1日以降にも同じように就労する可能性がある場合は、前年と同じ金額を入力してください。
・令和6年3月31日以前で就労を辞め、今後就労する可能性が無い場合は、必ず「0円」を入力してください。

【重要】申請情報の登録について

入力期間後に申請情報が「未入力」又は「一時保存」の状態である場合、いかなる理由（登録されていると勘違いしていた、パソコンの不具合など）であっても申請を受け付けることはできません。「一時保存」の状態でないかどうか、申請情報の出力画面で必ず確認をしてください。

・入力した申請情報を「一時保存」の状態としている場合は、必ず入力期間中に「登録」の状態にしてください。

※入力期間後に、申請情報を「登録」の状態にすることはできません。

・入力期間の最終日は、授業料免除システムのアクセスが混雑しますので、早めの「入力」及び「登録」を心がけてください。

7. 『就学者を除く家族の勤務状況』の入力例

【給与収入】

- 父は令和5年1月1日以前から新潟商事で勤務し、令和6年4月1日現在も勤務している。(再雇用も含む)

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
父	給与収入	令和5年1月1日以前から	現在も勤務又は受給又は従事	新潟商事	5,000 千円

※「源泉徴収票」の写が必要となります。

- 兄1は令和6年3月31日以前に越後病院を退職し、令和5年10月2日～令和5年4月1日の間に退職金が支給された。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
兄1	給与収入	その他	退職(退職金あり)	越後病院	0 千円
兄1	退職金	臨時的所得	一時金	越後病院	1,000 千円

※「退職金の支払日、支払額が確認できる書類」が必要となります。

- 母は令和6年3月31日以前に新潟株式会社を退職したが、退職金はもらっていない。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
母	給与収入	その他	退職(退職金なし)	新潟株式会社	0 千円

- 姉1は令和5年1月2日以降に(株)五十嵐商店に就職し、令和6年4月1日現在も勤務している。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
姉1	給与収入	令和5年1月2日以降から	現在も勤務又は受給又は従事	(株)五十嵐商店	2,000 千円

※「証明書1 給与支払(見込)証明書」が必要となります。

- 祖父は令和2年から冬季期間だけ除雪作業により給与収入を得ている。(今後も就労の可能性あり)

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
祖父	給与収入	令和5年1月1日以前から	現在も勤務又は受給又は従事	越後除雪組合	300 千円

※「源泉徴収票」の写が必要となります。

【年金】

- 祖父は令和5年1月以前から老齢厚生年金を受給している。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
祖父	年金	令和5年1月1日以前から	現在も勤務又は受給又は従事	老齢厚生年金	977 千円

※「年金の源泉徴収票」の写が必要となります。

- 祖母は令和5年2月以降から老齢基礎年金の受給が始まった。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
祖母	年金	令和5年1月2日以降から	現在も勤務又は受給又は従事	老齢基礎年金	950 千円

※「年金証書」の写が必要となります。

- 兄1は令和5年1月以前から障害者年金を受給している。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
兄1	障害者年金	令和5年1月1日以前から	現在も勤務又は受給又は従事	障害者年金	1,000 千円

※「年金振込通知書」の写が必要となります。

- 母は令和5年2月以降から遺族年金の受給が始まった。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
母	遺族年金	令和5年1月2日以降から	現在も勤務又は受給又は従事	遺族年金	1,500 千円

※「年金証書」の写が必要となります。

【事業所得(自営業・農業など)】

- ・祖父は令和5年12月以前から新大商店を経営し、令和6年4月1日現在も経営している。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
祖父	事業所得	令和5年以前から(事業)	現在も勤務又は受給又は従事	新大商店	500 千円

※「確定申告書 一表 二表」の写が必要となります。

- ・父は令和6年1月から農業を始めて、令和6年4月1日現在も従事している。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
父	事業所得	令和6年以降から(事業)	現在も勤務又は受給又は従事	農業	500 千円

※「証明書2 収入内訳(見込)申告書」が必要となります。

- ・父は令和5年12月以前から土地の貸付による不動産所得がある。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
父	事業所得	令和5年以前から(事業)	現在も勤務又は受給又は従事	不動産	1,000 千円

※「確定申告書 一表 二表」の写が必要となります。

【その他】

- ・母は令和5年2月以降から失業保険の受給資格を得て、令和6年4月1日現在も受給中である。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
母	失業保険	令和5年1月2日以降から	現在も勤務又は受給又は従事	失業保険	720 千円

※「雇用保険受給資格者証の表面」の写が必要となります。

- ・母は令和5年1月以前から児童扶養手当を受給している。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
母	児童扶養手当	令和5年1月1日以前から	現在も勤務又は受給又は従事	児童扶養手当	500 千円

※「児童扶養手当証書」の写が必要となります。

- ・祖母に令和5年10月2日～令和6年4月1日までの間に満期となった保険金が支払われた。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
祖母	保険金	臨時的所得	一時金	日本生命	3,000 千円

※「保険金の支払日、支払額及び払込保険料の額が確認できる書類」の写が必要となります。

- ・祖母に配当金が支払われた。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
祖母	利子又は配当	その他	現在も勤務又は受給又は従事	配当	500 千円

※「確定申告書 一表 二表 三表と付表」の写が必要となります。

- ・祖母に令和5年10月2日～令和6年4月1日までの間に土地の譲渡金が支払われた。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
祖母	資産譲渡	臨時的所得	一時金	土地売却	3,000 千円

※「確定申告書 譲渡所得の内訳書」又は「資産譲渡金の支払日、支払額が確認できる書類」が必要となります。

【独立生計者】【留学生】

- ・本人(独立生計者)は令和5年1月1日以前から新潟病院で勤務し、令和6年4月1日現在も勤務している。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
本人	給与収入	令和5年1月1日以前から	現在も勤務又は受給又は従事	新潟病院	1,500 千円

※「源泉徴収票」の写が必要となります。

- ・本人(留学生)は新潟大学に在学し、単身(一人世帯)で生活をしている。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
本人	その他(所得)	その他	現在も勤務又は受給又は従事	新潟大学	200 千円

※「様式7 経済生活状況申告書」が必要となります。

新潟大学 授業料免除・徴収猶予Q&A (令和6年度版)

項目	番号	質問	回答												
制度・申請方法	1	授業料免除及び徴収猶予の実施に伴う周知はどのようにされるのでしょうか。	授業料免除及び徴収猶予の周知は、原則として学務情報システム連絡通知や掲示により行います。日頃から連絡通知を確認する習慣を身に付け、見落としのないよう十分注意してください。 年間日程の主な掲示場所は次のとおりです。 1. 学生支援課掲示板(総合教育研究棟A棟1階玄関左) 2. 各学部・研究科学生掲示板等												
	2	授業料免除・徴収猶予の申請のながれを教えてください。	次の順に手続きを行ってください。 1. エントリー:学務情報システム「学生情報」→「免除」→「エントリー入力」から登録。 2. 申請情報登録:学務情報システム「学生情報」→「免除」→「申請情報登録」から家庭状況を入力及び登録。 3. 申請書類提出:登録後、プリントアウトした「申請情報」及び「授業料免除・徴収猶予提出書類確認票」、所得に関する書類等の提出。 エントリーを行わないと申請できません。いずれも手続期間は決まっており、期間外の手続はできません。日程等の詳細は、学期ごとに学務情報システムの連絡通知によりお知らせします。												
	3	授業料免除と徴収猶予を併願することはできますか。	授業料免除と徴収猶予を併願することはできません。												
	4	エントリーは必須ですか。	エントリーは必須です。 申請希望者は必ず期日中に学務情報システム「学生情報」→「免除」→「エントリー入力」からエントリーを行ってください。(授業料免除へのエントリーがあった段階で授業料の引き落としを一旦停止します。) ※授業料を納入した者は授業料免除に申請できません。												
	5	エントリーを辞退することはできますか。	エントリーを辞退する場合、学務情報システム「学生情報」→「免除」→「エントリー入力」画面で「辞退」をクリックしてください。												
	6	今のうちから予定をあげておきたいので、授業料免除及び徴収猶予の年間日程を教えてください。	授業料免除及び徴収猶予の年間日程は、学務情報システム連絡通知や掲示により案内しますので、確認してください。前年度末までに掲示します。 なお、令和5年度授業料免除及び徴収猶予申請日程は次のとおりです(下記は在学生向けです。新入生は後期分の日程が異なります)。 ※詳細な日時は、必ず申請要項で確認すること。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>エントリー申請</td> <td>前期分: 4月上旬～下旬</td> <td>後期分: 8月下旬～9月上旬</td> </tr> <tr> <td>申請(Web登録)</td> <td>前期分: 5月中旬～5月下旬</td> <td>後期分: 10月上旬～10月中旬</td> </tr> <tr> <td>申請(書類提出)</td> <td>前期分: 6月中旬～下旬</td> <td>後期分: 10月中旬～下旬</td> </tr> <tr> <td>結果通知</td> <td>前期分: 8月中旬</td> <td>後期分: 12月中旬</td> </tr> </table>	エントリー申請	前期分: 4月上旬～下旬	後期分: 8月下旬～9月上旬	申請(Web登録)	前期分: 5月中旬～5月下旬	後期分: 10月上旬～10月中旬	申請(書類提出)	前期分: 6月中旬～下旬	後期分: 10月中旬～下旬	結果通知	前期分: 8月中旬	後期分: 12月中旬
	エントリー申請	前期分: 4月上旬～下旬	後期分: 8月下旬～9月上旬												
	申請(Web登録)	前期分: 5月中旬～5月下旬	後期分: 10月上旬～10月中旬												
	申請(書類提出)	前期分: 6月中旬～下旬	後期分: 10月中旬～下旬												
	結果通知	前期分: 8月中旬	後期分: 12月中旬												
	7	授業料免除及び徴収猶予の申請は年1回すれば済むのでしょうか。	年間を通じて授業料の免除又は徴収猶予を希望する場合は、学期(前期・後期)ごとに申請しなければなりません。												
	8	前後期一括申請について教えてください。	前期分授業料免除等を申請した者で、後期分の家計状況に変更がないと大学が判断した者(前後期一括申請対象者)については、後期分授業料免除等の申請手続き(入力・登録・書類提出)を省略することができます。 ※「後期分のエントリー」及び「状況確認登録」は必要となります。 前後期一括申請対象者には、後期分エントリー期間後に大学から「前後期一括申請」の対象者である旨のメールを送付します。対象者である旨のメールを受信した者は、指定された期日までに学務情報システムから「状況確認登録」を行ってください。 【注意】 次に該当する者は前後期一括申請の対象とはなりません。 ※家計状況に変更がない場合においても、後期分では通常申請による申請(入力・登録・書類提出)となります。 1. 前期分の授業料免除・徴収猶予に申請していない者(書類未提出・辞退を含む) 2. 前年10月以降に、主たる家計支持者が死亡した者 3. 前年10月以降に、臨時所得(退職金・保険金等)があった者 4. 前期分の「家計状況」において、「雇用保険受給者」がいる者 5. 前期分の「家計状況」において、「無職の人」がいる者 6. 前期分の「家計状況」において、「長期療養者」がいる者												
	9	前後期一括申請対象者(前期分:全額免除)ですが、後期分授業料免除の審査結果も全額免除となりますか。	授業料免除・徴収猶予の判定は、前期・後期それぞれ独立した予算内で行います。したがって、前期分の結果と後期分の結果が同じ結果になるとは限りません。 (例)前期分:全額免除 → 後期分:半額免除												
10	前後期一括申請対象者である旨のメールを受信後、家計状況が急変した場合はどうすれば良いですか。	前後期一括申請対象者であるメールを受信した者で、後期分の家計状況に変更が生じた場合は、学務情報システムでの「状況確認登録」において変更内容を記載及び登録してください。変更内容を確認後、学生支援課奨学支援係が「前後期一括申請」から「後期通常申請」の変更手続きを行いますので、後期分は通常申請の申請(入力・登録・書類提出が必要)してください。 なお、「状況確認登録」後に変更が生じた場合、学生支援課奨学支援係に申し出てください。													
11	私費外国人留学生ですが、授業料免除や徴収猶予の申請はできますか。また、留学生に対する優遇措置はありますか。	申請できます。 留学生については、提出書類が日本人学生と若干異なる点を除いて、申請方法及び審査等、日本人学生と同様に扱います。免除についての優遇措置はありません。													
12	【参考資料1】の家計基準を見ながら総所得金額を計算したところ、私の家庭は全額免除適格者となりましたが、必ず全額免除になりますか。	免除枠に上限があるため、免除適格者が必ず免除になるとは限りません。 新潟大学では、広く経済的支援を行うという考えから、免除額は半額免除を基本としています。全額免除については、半額免除適格者全員を半額免除としてもなお免除枠に残余がある場合のみ、家計困窮度の高い者から順に全額免除を適用します。													
13	学力基準について、GPA値は考慮されますか。	本学では、授業料免除・徴収猶予の審査においてGPA値を用いませぬ。 前年次までの修得単位数及び前年次の修得単位数比率(良(B)以上比率)を基準にしています。													

項目	番号	質問	回答
制度・申請方法	14	後期分の申請をする際、前期の成績は考慮されますか。	考慮しません。学力基準は、前期・後期とも前年次までの単位修得状況をもとに審査します。
	15	留年・最短修業年限を超過していますが、授業料免除又は徴収猶予を受けられますか。	申請をすることは可能ですが、原則として免除又は徴収猶予の対象とはなりません。(不許可と判定されます。) 【注意】本人の側の事情によらない事由(病気・留学等)がある場合、事前に学生支援課奨学支援係へお問い合わせください。
	16	自宅が災害(地震など)の被害を受けた場合、授業料免除申請に必要となる書類を教えてください。	①罹災証明書の写 ②罹災額が確認できる書類の写(建物修繕解体費の領収書の写等) ※用意できる書類が②に該当するかどうか不明な場合は、自宅等の被災状況を踏まえた上で、授業料免除申請に必要な書類をお知らせいたしますので、学生支援課奨学支援係までご相談願います。
申請情報入力	1	学外のパソコンから授業料免除システムにログインし、申請情報を入力することはできますか。	申請情報の入力が可能です。 【注意】入力期間の最終日は、授業料免除システムへのアクセスが混雑します。パソコンの不具合(入力中にフリーズしたなど)により申請情報が期間内に入力及び登録ができなかった等のいかなる理由があっても認められませんので、早めの入力及び登録を心がけてください。
	2	入力した申請情報を「一時保存」することはできますか。	入力した申請情報を「一時保存」することは可能です。 【注意】「一時保存」の状態では申請を受け付けることはできませんので、必ず入力期間内に申請情報を「登録」してください。いかなる理由があっても入力期間後に申請情報を「登録」することはできません。
	3	申請情報「学生用」の帳票を印刷する必要はありますか。	申請情報「学生用」についても、必ず印刷してください。
	4	大学構内で印刷できる場所はありますか。	生協の書籍部前にある印刷機等で印刷することができます。 ※USBメモリーが必要となります。
	5	入力期間後に入力誤りを発見しました。どうしたらよいですか。	電話またはメールで入力誤りの旨を教えてください。大学側で正しい情報に修正します。
提出書類全般	1	授業料免除・徴収猶予の申請に際して、どのような書類を提出すればよいのかよくわからないので、モデルケースを示してください。	モデルケースを以下に示します。なお、詳細は「授業料免除・徴収猶予申請必要書類一覧」により確認願います。 ケース1: 4人世帯 本人、父(会社員・勤続20年)、母(専業主婦)、妹(高校生) ①申請情報(大学提出用) ②授業料免除・徴収猶予提出書類確認票(大学提出用) ③所得証明書(父・母2人分) ④源泉徴収票の写(父) ⑤無職申立書及び健康保険証(写)(母) ケース2: 3人世帯 本人、母(会社員・3ヶ月前に転職・前職の退職金有)、弟(中学生) ①～②はケース1と同じ ③所得証明書(母) ④現職の給与支払(見込)証明書(母) ⑤前職の退職金支給額が確認できる書類の写 ⑥児童扶養手当証書の写(又は遺族年金振込通知書の写) ケース3: 6人世帯 本人、父(自営)、母(パート・勤続4年)、妹(国立大学生)、兄(25歳無職・障害年金受給)、祖母(70歳無職・年金受給) ①～②はケース1と同じ ③所得証明書(父・母・兄・祖母4人分) ④源泉徴収票の写(母・祖母2人分) ⑤確定申告書の写(父) ⑥授業料免除証明書(妹) ⑦年金振込額通知書の写(兄) ⑧無職申立書及び健康保険証(写)(兄) ケース4: 2人世帯 本人(独立生計者・会社員・勤続3年)、妻(会社員・勤続15年・年収400万円) ①～②はケース1と同じ ③所得証明書(本人、妻2人分) ④源泉徴収票の写(本人、妻2人分) ⑤健康保険証の写(本人、妻2人分) ⑥世帯全員分の住民票
願書	1	授業料免除・徴収猶予願の申請理由は具体的(どのようなこと)を入力すればよいですか。	申請者から見て、現在の家庭の状況の詳細に入力した上で、申請に至った理由を入力してください。申請理由は、単に家計が苦しいとか、兄弟が私立大学に在籍しているとかだけではなく、現在なぜ授業料の支払いが困難であるのか、他人を納得させる理由を入力してください。
	2	申請情報は父母に入力してもらってもよいですか。	申請情報は申請者本人が入力するものです。不明な点は家族に確認し、よく把握してください。入力内容や家庭状況等を確認する場合がありますので、入力内容を十分に理解しておく必要があります。
	3	申請情報の入力に際して、「生計を一にする家族」に該当しない家族とは、どのような人を指しますか。	例えば、次のような場合は別生計の家族として扱ってください。 1. 別居している祖父母(同一住宅であっても、玄関・台所・風呂が別々である場合は、別生計の家族として扱います。) 2. 就職して別居している兄弟
	4	祖父が亡くなりました。申請情報の家族欄に入力する必要がありますか。	亡くなった日が基準日前であれば入力不要です。 亡くなった人の所得は算定しませんが、基準日(前期4月1日、後期10月1日)前6ヶ月以内に保険金・退職金等の支払いがあった場合は、受取人の臨時所得として算定しますので、それらの金額が確認できる書類の写を提出してください。
	5	父が昨年途中で転職しましたが、前の職場と今の職場の源泉徴収票の支払金額を合算してよいですか。	前職と現職の支払金額を合算するのではなく、給与支払(見込)証明書により現在の勤務先から給与支給額を証明してもらい、その金額から年額を推算してください。
願書	6	大学様式の証明書類はどこに届けられますか。	給与支払(見込)証明書、無職申立書等の様式は学務情報システムまたは本学ホームページからダウンロードすることができます。
	7	必要書類をコピーをする場合、用紙サイズに指定はありますか。	A4判の用紙にコピーしてください。 複数の書類を1枚の用紙にまとめてコピーしても構いません。
所得関係書類	1	住民税非課税・課税の有無がわかる所得証明書の発行を市区町村へお願いしたところ、何年(度)の証明が必要であるか聞かれました。どうすればよいですか。	「年」(1～12月)と「年度」(4月～翌年3月)は異なります。ある「年」の所得に対して、翌「年度」に課税されます。本学の授業料免除・徴収猶予においては、前年分の所得証明書が必要です。「年」で聞かれた場合は、所得のあった年を指していますので、「前年」分の発行を受けてください。「年度」で聞かれた場合は、課税年度を指していますので、「今年度」分の発行を受けてください。 ※所得証明書に「住民税非課税・課税の有無」が表記されているかを必ず確認してください。
	2	所得証明書に「住民税非課税・課税の有無」が表記されていない場合はどうすればよいですか。	「所得証明書」と「住民税(所得割)非課税・課税証明書」を提出してください。(写不可)

項目	番号	質問	回答
所得関係書類	3	「住民税非課税・課税の有無がわかる所得証明書」を「住民税決定通知書の写」で代用することは可能ですか。	「住民税非課税・課税の有無がわかる所得証明書」を「住民税決定通知書の写」で代用することは認めていません。必ず、市区町村窓口で「住民税非課税・課税の有無がわかる所得証明書」を発行してください。
	4	前期の申請で、前年の所得証明書の発行が申請日に間に合いません。どうすればよいですか。	所得証明書の発行可能日を確認し、書類提出期間に所得証明書を除くすべての必要書類を提出してください。なお、所得証明書は申請要項の「申請必要書類一覧」を参照の上、指定された期限までに提出してください。
	5	父は会社員ですが、所得証明書と源泉徴収票はどちらも必要ですか。	どちらも必要です。 「所得証明書」で所得の種類(給与・営業・農業・不動産等)を確認し、それぞれの所得について、給与収入や年金収入であれば「源泉徴収票」の写で、営業所得、農業所得、不動産所得等であれば、所得税の確定申告書(写)又は市区町村民税・都道府県民税申告書(写)で収入又は所得金額を確認します。
	6	給与支払(見込)証明書は勤務先の証明書様式を使用してもよいですか。	勤務先の証明書様式では確認事項が不足している場合がありますので、必ず本学の指定様式(証明書1)を使用してください。
	7	前年の所得がない場合でも、所得証明書は必要ですか。	所得証明書は、所得がないことの証明にもなります。したがって、所得がなくとも必要です。
	8	所得が少なく、申告していなかったため、所得証明書の発行を受けられませんでした。どうすればよいですか。	所得の申告をしていないと、所得証明書の発行を受けられない場合があります。市区町村で所得の申告をした上で、所得証明書の発行を受けてください。
	9	授業料免除又は徴収猶予を兄弟2人で申請する場合、1人については、所得証明書の写を提出してもよいですか。	授業料免除及び徴収猶予は、個人がそれぞれ申請する制度です。家庭は同一でも、個々の申請書類が必要です。原本の提出を求めている書類については、兄弟それぞれについて原本の提出が必要です。
	10	所得に関する書類は、所得証明書に記載のある所得のみでよいですか。	所得証明書に記載のない所得(遺族年金など非課税所得、その年以降新たに加わった所得等)についても、現に所得があれば収入を証明する書類が必要です。
	11	確定申告で使用(又は紛失)したため、給与・年金の源泉徴収票が手元にありません。どうすればよいですか。	確定申告書の写の提出により給与・年金収入額が確認できる場合は、源泉徴収票の写がなくとも構いません。ただし、給与収入とみなすべき収入かどうかの確認等のため源泉徴収票の写の提出を求めていることがありますので、その際は発行元(勤務先、日本年金機構等)へ再発行を依頼してください。なお、授業料免除及び徴収猶予の申請に際して提出するのは源泉徴収票の「写」です。確定申告等で原本を使用する場合は、あらかじめ「写」をとって保管しておくことと再発行の手間が省けます。
	12	年金関係の書類は、公的年金の分だけ提出すれば良いですか。	公的年金だけでなく、企業年金や個人年金、遺族年金、恩給、農業者年金等の年金についても書類を提出してください。
	13	資産譲渡や保険金、退職金のような臨時所得はどのように証明すればよいですか。	「金額・支払日」が記載されている書類の写しを提出してください。代表的なものとして、預金通帳(表紙及び該当ページ)の写しが挙げられます。
	14	兄弟が3月に学校を卒業し、4月から就職します。提出書類は何が必要ですか。	給与支払(見込)証明書を提出してください。 前年学生であったので所得証明書は不要ですが、申請情報を入力する際に「当年1月1日時点で就学中」にチェックしてください。 【注意】 実家から離れて就職し、生計が別になる場合は、提出書類は何もありません。申請情報を入力する際の家族にも含めないでください。
	15	派遣会社に登録して様々な事業所で勤務している場合、所得証明書の他にどういった書類が必要ですか。	1. 前年1月以前から同じ派遣会社に登録している場合 源泉徴収票の写が必要です。 2. 前年2月以降に現在の派遣会社に登録した場合 給与支払(見込)証明書が必要です。派遣元で証明を受けてください。
	16	父が3月に定年退職し、4月から再雇用となっていますが、所得証明書の他にどういった書類が必要ですか。	再雇用者においては、雇用先から引き続き雇用されている形となりますので、前年の収入を審査の対象としています。したがって、源泉徴収票の写が必要となります。
	17	退職した勤務先の源泉徴収票は必要ですか。	基準日(前期4月1日、後期10月1日)より前に退職した勤務先の源泉徴収票は不要です。ただし、基準日前6ヶ月以内に退職金が支給された場合は、退職金支給額及び支給日の確認できる書類(写)が必要です。
	18	姉が今年に入ってからお店を始めました。何を提出すればよいですか。	次の書類を提出してください。 1. 所得証明書 2. 収支内訳(見込)申告書
	19	傷病手当金を受給していますが、何を提出すればよいですか。	次の書類を提出してください。 (有職の場合) 「傷病手当金の月額が確認できる書類」「給与支払見込証明書(証明書1)」 (無職の場合) 「傷病手当金の月額が確認できる書類」「無職の書類(無職申立書及び健康保険証の写など)」
	20	私はアルバイトをしています。源泉徴収票などは必要ですか。	申請者本人の所得証明書は不要です。ただし、平均月収が8万円以上(年収96万円以上)ある場合は、源泉徴収票等が必要です。それ以外の場合は、所得に関する書類は不要です。
	21	大学生の兄弟がアルバイトをしています。それに関する書類は必要ですか。	不要です。本学では、本人を除く就学者のアルバイト収入については算定しません。ただし、独立生計者の配偶者については、額の多少に関わらずアルバイト収入を算定しますので、収入に関する書類を提出する必要があります(独立生計者の項目を参照)。

項目	番号	質問	回答
就学者関係	1	申請者本人の在学証明書は必要ですか。	不要です。
	2	高校生の兄弟がいます。在学証明書は必要ですか。	小学校、中学校、高校に在学中の兄弟については、在学証明書は不要です。
	3	私の兄弟は今年3月に高校を卒業し、4月以降大学進学のため浪人生活を送っています。何を提出すればよいですか。	次の書類を提出してください。 1. 予備校に通っている場合・・・在学証明書 2. 自宅浪人の場合・・・無職申立書及び健康保険証(写) 3. 自宅浪人でアルバイトをしている場合・・・源泉徴収票(写)や給与支払(見込)証明書等、アルバイト収入に関する書類 いずれの場合も、申請情報には「就学者を除く家族」欄に入力してください。 なお、前年学生であったため、所得証明書の提出は不要ですが、申請情報を入力する際に「当年1月1日時点で就学中」にチェックしてください。
	4	外国の大学に在学している兄弟がいます。何を提出すればよいですか。	在学証明書を提出してください。
	5	他大学の兄弟が留学中で日本にいない場合、在学証明書の提出はどうすればよいですか。	在学している日本の大学に事情を説明し、在学証明書の発行を受けてください。
	6	在学証明書の代わりに学生証の写でもよいですか。	原則学生証の写は認めません。
母子・父子家庭	1	母子・父子家庭証明書(証明書1)の証明者は隣人でも構いませんか。	証明は民生委員や町内会長などに依頼してください。 隣人や知人、親戚は証明者に該当しません。
	2	現況確認のため児童扶養手当証書を市役所に提出中です。どうすればよいですか。	申請時には、更新前の手帳の写を提出してください。写を提出できない場合は、受給額が確認できる書類を提出してください。 手帳が戻り次第、更新後の手帳の写を提出してください。
長期療養者	1	長期療養者の定義を教えてください。また、1年分の長期療養費の計算はどのように行いますか。	長期療養者とは、基準日時点で6ヶ月以上にわたり療養中である者、又は療養が必要と医師に認められた者をいいます。 医師の診断書に、「発病始期」「現在の症状」「今後の治療の見通し」「治療を行う診療科」の4点が記載されていることを確認してください。 ただし、次のような場合は、長期療養者とは認めません。 1. 申請時時点において療養が終了した人 2. 健康保持を目的に受診している場合(健康保険適用外のもの) 年間の長期療養費の計算は、最近月の領収書の金額を12倍した額とします。 ※文書代、食費、特定療養費(差額ベッド代金、パジャマ代金)等は算定しません。 ※定期的に負担している医療費が対象となります。
主たる家計支持者別居の世帯	1	光熱水料、住居費の領収書の写はどのような場合に提出するのですか。	主たる家計支持者(原則として父母のいずれか)が単身赴任等で別居している場合です。 自己都合による別居や、主たる家計支持者以外の別居は該当しません。 ※学生本人の修学における別居は対象ではありません。
	2	住居費の写は契約書の写でもよいですか。	契約書や請求書の写は認めません。領収書の写を提出してください。 なお、給与からの天引きにより住居費を負担している場合は給与明細の写(控除額が確認できるもの)、振込の場合は預金通帳の写(振込額が確認できる頁)を提出してください。
独立生計者	1	独立生計者として申請できるのはどのような人ですか。	基準日において、次の1～3のすべてを満たしている場合に限り、独立生計者として申請することができます。 1. 父母等の扶養親族でないこと(健康保険証の写で確認します。) 2. 父母等と別居していること(住民票で確認します。) 3. 申請時時点において本人又は配偶者に年間150万円以上の収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者 (1)前年1月1日以前から継続して勤務している場合は、前年の給与収入が150万円以上の場合「源泉徴収票の写」で確認します。 (2)前年1月2日以降に就職・転職した場合は、「直近3ヶ月の給与支払金額÷3×12+年間賞与額」が150万円以上の場合「給与支払(見込)証明書(証明書1)」で確認します。 (3)自営業・農業等の場合は確定申告書等で年間150万円以上の所得が必要となります。
	2	私は両親からの仕送りが一切なく、アルバイト収入と奨学金だけで生活しています。独立生計者として申請できますか。	両親からの仕送りがなければ独立生計者とは認めません。 上に示した独立生計者の基準をすべて満たしていなければなりません。
	3	私は入学前に社会人で、現在は無職無収入のため貯金を取り崩して生活しています。独立生計者として申請できますか。	貯金を取り崩して生活しているだけでは独立生計者とは認めません。 上に示した独立生計者の基準をすべて満たしていなければなりません。
	4	独立生計者の配偶者が学生の場合、提出書類は何か必要ですか。	所得に関する書類と就学に関する書類の両方が必要です。 1. 所得に関する書類 所得証明書及び源泉徴収票(写)、確定申告書(写)等 2. 就学に関する書類 国立学校の学生であれば授業料免除証明書、公・私立学校の学生であれば在学証明書 給付型奨学金を受給している場合は、受給額が確認できる書類(写)

項目	番号	質問	回答
給付型奨学金	1	日本学生支援機構の第1種奨学金の情報を入力する必要はありますか。	日本学生支援機構の第1種又は第2種奨学金は貸与型奨学金となりますので、入力しないでください。
	2	卒業後、その地方に就職すると返還が免除される地方創生型奨学金の情報を入力する必要はありますか。	申請情報の入力時点では返還が免除されていませんので、貸与型奨学金の取扱いとなります。したがって、入力をする必要はありません。
	3	貸与型奨学金以外に輸入の対象外である奨学金を教えてください。	次の奨学金は入力対象外となりますので、入力しないでください。 ・「輝け未来！！新潟大学入学応援奨学金」 ・「新潟大学 学業成績優秀者奨学金」 ・「新潟大学 博士課程奨学金」 ・「日本学生支援機構 給付型奨学金」
その他	1	申請後、申請内容に変更が生じました。どうすればよいですか。	申請内容については、前期にあつては4月1日、後期にあつては10月1日を基準日とし、基準日時点の状態をもとに審査します。申請内容に変更があつたのが基準日以前であれば、学生支援課奨学支援係に申し出てください。内容により書類の追加提出をお願いすることがあります。申請内容に変更があつたのが基準日以降であれば審査には影響しませんので、申し出の必要はありません。
	2	他の奨学金でも同じ提出書類が必要となり、一度提出した書類を返却してほしいのですが、可能ですか。	返却できません。必要書類に「写」とあるものは原本を提出しないでください。
	3	大学・高専へ通学する私の兄弟姉妹が授業料免除又は徴収猶予を申請するにあたり、私の昨年度の授業料免除の状況を証明してほしいと言われましたが、どうしたらよいですか。	【兄弟姉妹も新潟大学の学生である場合】 各学部・研究科学務係窓口に設置されている「証明書自動発行機」を操作して「授業料免除証明書」を発行してください。 【兄弟が他大学・高専の学生である場合】 先方の学校から交付された「授業料免除証明書」と「学生証」を持参の上、学生支援課奨学支援係(1番窓口)へ来てください。その場で証明します。 なお、「授業料免除証明書」を学生支援課奨学支援係に郵送して証明を受けることも可能です。その場合は、本人宛返信用封筒を同封してください。